

# 2025

# DAIDO SHINYOUKUMIAI

# Disclosure

ディスクロージャー誌  
大同信用組合の現状

心のかけはし



大同信用組合

# Business Policies

## [基本方針]

地域の発展に奉仕します。

地域金融機関として、社会的、公共的役割を正しく認識し、地域経済のさらなる発展にお役に立つと共に、営業店舗を中心とした地域の皆様方に多様な金融サービスを提供致します。

## [経営方針]

堅実経営に徹します。

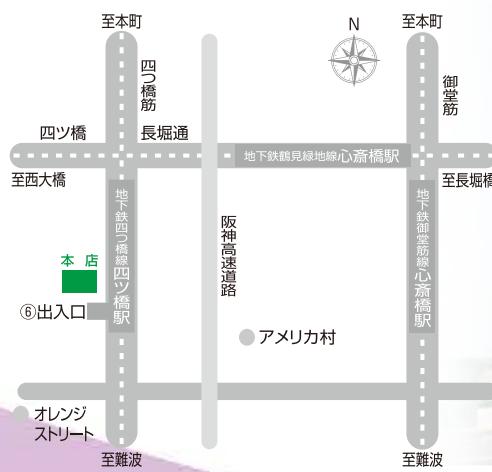
信用組合経営の精神に則って、そのルールに基づき経営基盤の強化と効率化を図り、次の項目を重視しつつ健全性の向上に努めます。

- (1) 調達の安定と運用の強化
- (2) 自己資本の充実
- (3) 経営のディスクロージャーの徹底
- (4) 法令等遵守(コンプライアンス)並びにリスク管理の高度化
- (5) コーポレート・ガバナンス(企業統治)の強化
- (6) 企業の社会的責任(CSR)の認識

## 《当組合の経営姿勢と考え方》

当組合は「地域の中小零細事業者及び勤労者ほか皆様のための地域密着型金融機関としての使命を自覚し、地域社会の繁栄に貢献する」といった従来の経営姿勢を堅持して、地域の皆様との信頼関係が経営の基本であり皆様からの評価が地域信用組合の存立基盤であると考え、次のような組合を目指した経営を実践します。

- (1) 地域の皆様に信頼される組合
- (2) 地域の皆様に貢献し親しまれる組合
- (3) 地域の皆様と共生する組合
- (4) 地域の皆様に多様な金融サービスを提供できる組合



〒550-0014 大阪市西区北堀江1丁目4番3号

# Top Message



理事長 酒井 徹  
ごあいさつ

皆さま方には、平素より大同信用組合をご愛顧いただき、誠にありがとうございます。

さて、我が国経済は、雇用や所得環境、企業収益が改善する中で、各種政策の効果もあって緩やかな回復基調となりました。しかしながら、中東における地政学的リスク、米国的新政権による関税対策の変化などにより、経済の不確実性が高まっており、加えて、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れを通じ、個人消費に影響を及ぼし、我が国の景気を下押しするリスクとなっています。

また、地元大阪に目を向けて、大阪・関西万博の開催やインバウンドによる消費拡大もあって活性化していますが、不動産価格は高止まり感もあり、引き続き警戒が必要と思われます。

このような情勢の下、当組合では堅実経営に努め健全な財務基盤を構築することで、取引先事業者の方々への円滑な資金繰り支援を最重要課題として取り組んでおり、加えて経営改善や再生支援も含めたサポートに努めております。

新生大同25周年を迎えた令和6年度の業績につきましては、皆さま方のおかげをもちまして、預金残高7,031億円（前期比+517億円）、貸出金残高4,707億円（前期比+304億円）、当期純利益55億円を計上し、自己資本比率12.25%、不良債権比率2.54%と堅調な業績と財務の健全性を維持することができました。

地域の皆様と共生する地域金融機関として責務を自覚し、役職員一同、より一層地域の皆様のお役に立てるよう努めてまいる所存でございますので、今後とも相変わらぬご愛顧を賜りますよう心からお願い申し上げます。

令和7年7月

## ContentS

事 業 方 針	1
ご あ い さ つ	2
CO N T E N T S	3
令和6年度 事業の概況*	4
主要な事業の内容*	4
預金・貸出金の状況	5
収 益 の 状 況	5
自 己 資 本 の 状 況	6
不 良 債 権 の 状 況	6
事 業 の 組 織*	7
役員一覧(理事及び監事の氏名・役職名)*	8
当組合の歩み(沿革)	8
組 合 員 数	8
子 会 社 の 状 況	8
当組合の信用協同組合代理業者*	8
【財務諸表】	
貸 借 対 照 表*	9
損 益 計 算 書*	12
剩 余 金 处 分 計 算 書*	12
確 認 書	12
会 計 監 査 の 状 況	12
経営に重要な影響を及ぼす事象*	12
【経営指標】	
1. 業務粗利益及び業務純益等*	13
2. 役務取引の状況	13
3. 経費の内訳	13
4. 受取利息及び支払利息の増減*	13
5. 資金運用勘定・調達勘定の平均残高等*	14
6. 総資金利鞘等*	14
7. 総資産利益率*	14
8. 預貸率及び預証率*	14
9. 主要な経営指標等の推移*	14
10. 1店舗当たりの預金及び貸出金残高	15
11. 職員1人当たりの預金及び貸出金残高	15
12. 預金種目別平均残高*	15
13. 定期預金の金利区分別残高*	15
14. 財形貯蓄残高	15
15. 預金者別預金残高	15
16. 貸出金の種類別平均残高*	15
17. 貸出金・債務保証見返額の担保別残高*	16
18. 貸出金の使途別残高*	16
19. 貸出金の業種別残高・構成比*	16
20. 貸出金の固定金利及び変動金利区分別残高*	16
21. 代理貸付残高	17
22. 銀行法及び金融再生法に基づく債権に対する保全額*	17
23. 商品有価証券の種類別平均残高*	17
24. 有価証券の種類別残存期間別残高*	17
25. 有価証券の種類別平均残高*	18
26. 有価証券の時価等情報*	18
27. 公共債引受け額	19
28. 公共債窓口実績	19
29. 内国為替取扱実績	19
30. 外国為替取次実績	19
【自己資本の充実の状況(定性的な事項)】	
31. 自己資本の調達手段の概要*	19
32. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要*	19
33. 信刷リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要*	20
34. リスク・ウェイドの判定に使用する適格格付機関等の名称*	20
35. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要*	20
36. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要*	20
37. 証券化エクスボージャーに関する事項*	20
38. オペレーションル・リスクに関する事項*	20
39. 出資等または株式等エクスボージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要*	21
40. 金利リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要*	21
41. 金利リスクの算定手法の概要*	21
【自己資本の充実の状況(定量的な事項)】	
42. 自己資本の構成に関する開示事項*	22
43. 自己資本の充実度に関する事項*	23
【信用リスクに関する事項】	
44. 信用リスクに関するエクスボージャー及び主な種類別の期末残高*	24
45. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額*	25
46. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等	25
47. 標準的手法が適用されるエクスボージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳*	26
48. 標準的手法が適用されるエクスボージャーのポートフォリオの区分ごとに並びにリスク・ウェイドの区分ごとの内訳*	27
49. リスクウェイドの区分ごとのエクスボージャーの額等*	27
【信用リスク削減手法に関する事項】	
50. 信用リスク削減手法が適用されたエクスボージャー*	28
51. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項*	28
52. 証券化エクスボージャーに関する事項*	28
【出資等又は株式等エクスボージャーに関する事項】	
53. 貸借対照表計上額及び時価等*	28
54. 出資等又は株式等エクスボージャーの売却及び償却に伴う損益の額*	28
55. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額*	28
56. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額*	28
57. リスク・ウェイドのみなし計算が適用されるエクスボージャーに関する事項*	28
58. 金利リスクに関する事項*	28
【事業の運営に関する事項】	
59. リスク管理体制*	29
60. 法令等遵守(コンプライアンス)体制*	29
61. マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び搾取金融対策に係る対応方針	29
62. 反社会的勢力に対する基本方針	30
63. 当組合の苦情処理措置・紛争解決措置の内容*	30
【その他の取組】	
64. お客様の満足度重視への取組み	31
65. 地域密着型金融の推進#	31
66. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況*	31
67. 地域貢献等に関する事項#	32
68. 総代、総代会とその役割#	33
69. 報酬体系について#	34
70. ATM相互利用可能金融機関	34
【手数料】	
71. お 取 扱 手 数 料	35
当組合ATM利用手数料	35
手形・小切手/手形等取立	35
組戻・返却/貸金庫	35
振込手数料	35
両替・硬貨整理入金・指定出金	36
データ開示/その他	36
大同ネットバンキングサービス手数料	36
融資手数料	36
【店舗のご案内】	
72. 店舗一覧(事務所の名称・所在地)*	37
営業店MAP	38

\*印は「協同組合による金融事業に関する法律6条で準用する銀行法第21条」「金融再生法」に基づく開示項目、#印は「監督指針の要請」に基づく開示項目、無印は任意開示項目です。

## 令和6年度 事業の概況

当期の我が国経済は、円安進行による物価上昇や人手不足に伴う賃金の上昇を背景として日銀が2度の利上げを行ったことで、長らく続いてきたゼロ金利時代から「金利のある世界」に転換し、新たな局面を迎えました。依然として金利の先高観は継続していますが、米国の関税政策や全世界的な地政学リスクの不透明感が一段と強まり、株式相場や為替は大きく変動し波乱含みの様相を呈しています。

ポストコロナでの社会経済活動の正常化や、インバウンド需要の盛り上がりにより、個人消費や企業収益は改善基調で推移していますが、今後の見通しには慎重な見方が増えつつあります。

このような中、令和6年度は「新生大同25周年」を迎え、記念キャンペーン定期預金の取扱いをはじめ、地域の皆様より温かいご支援を賜りました結果、預積金残高は前期比517億円増加の7,031億円と初めて7,000億円の大台に乗せることができました。貸出金においても、スピード感を重視し積極的な融資推進に努めた結果、残高は前期比304億円増加し4,707億円となりました。

収支状況につきましては、金利上昇による預金利息の支払増加や、業績悪化懸念のある融資先に対する予防的な貸倒引当の実施等の要因はありましたが、貸出平均残高の増加等が寄与し、経常利益は80億円、当期純利益は55億円を計上することができました。

不良債権比率については、2.54%と前期比0.06%低下いたしました。お取引先の業況を素早く的確に認識し、本支店一体となって適切な対応を行うことで低い水準を維持しています。

また、健全な財務基盤を確立するため、自己資本額の増強を図りつつ、自己資本比率を安定的に維持する方針を掲げておりますが、皆様のご支援ご協力を得まして、期末の自己資本の額は660億円、自己資本比率は12.25%となりました。

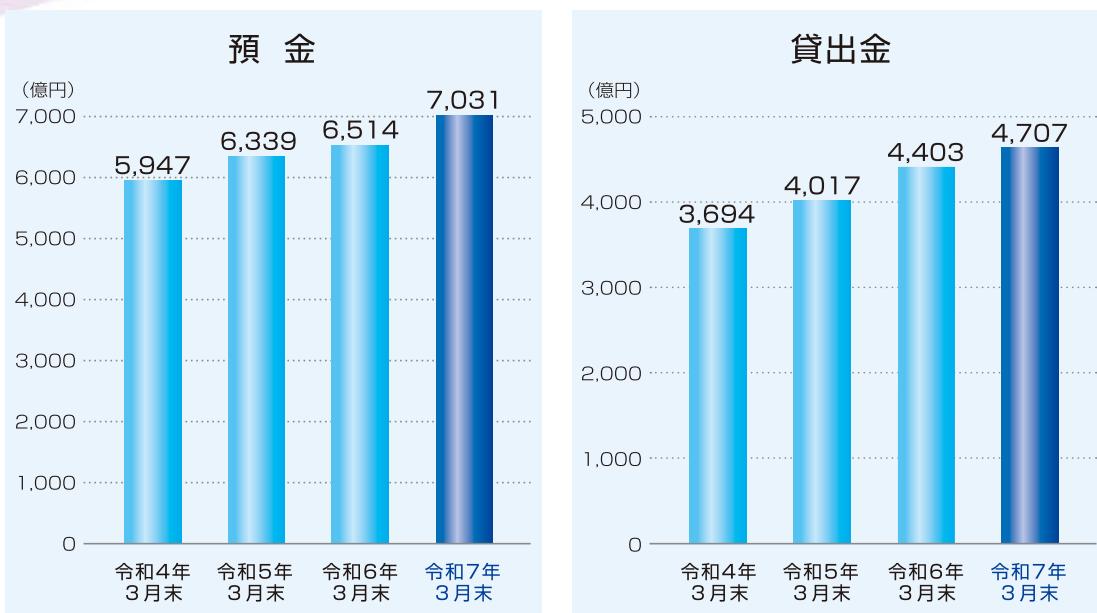
普通出資の配当につきましては、前年度に引き続き1%とさせていただくこととします。

令和7年度は、大阪・関西万博の開催で地元経済の活性化が期待される一方で、米国の様々な政策による影響が懸念されています。当組合といたしましては地域経済の状況を注視しつつ、信用組合としての使命をしっかりと自覚し、コンサルティング機能の発揮、サービス提供に努めてまいります。

### 主要な事業の内容

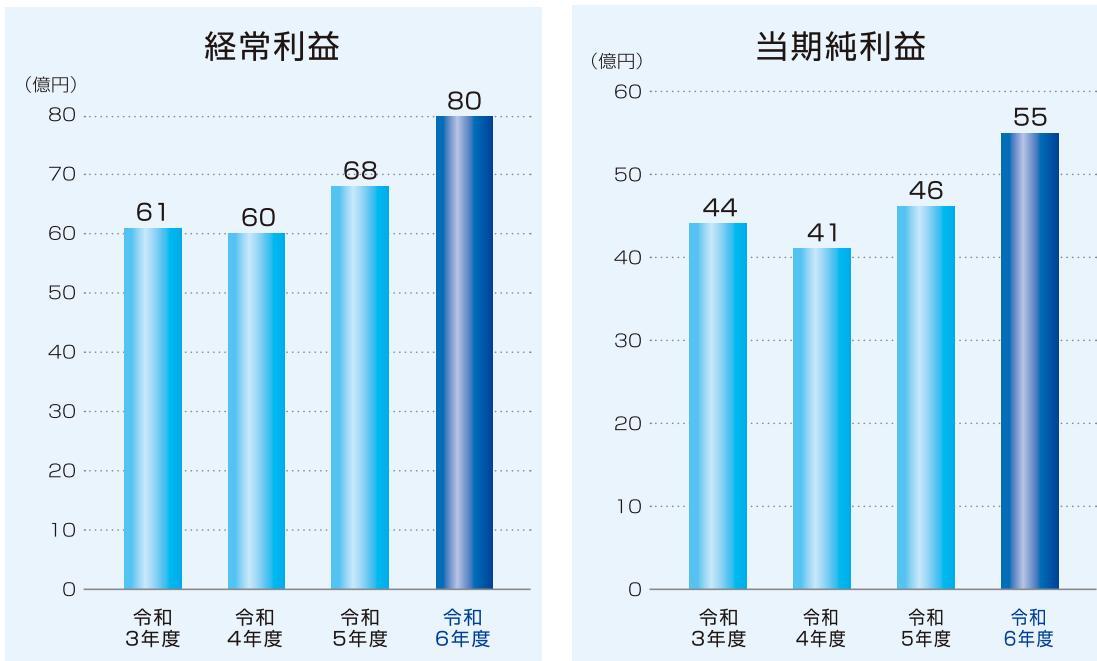
- A. 預金業務
  - (イ)預 金  
当座預金、普通預金、決済用普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金等を取扱っております。
  - (ロ)譲渡性預金  
譲渡可能な定期預金を取扱っております。
- B. 貸出業務
  - (イ)貸 付  
手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取扱っております。
  - (ロ)手形の割引  
銀行引受手形、商業手形及び荷付為替手形の割引を取扱っております。
- C. 内国為替業務  
振込及び代金取扱等を取扱っております。
- D. 商品有価証券売買業務  
取扱っておりません。
- E. 有価証券投資業務  
預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。
- F. 外国為替業務  
全国信用協同組合連合会の取次業務として輸出、輸入及び外国送金  
その他外国為替に関する各種業務を行っております。  
(令和6年9月30日をもって取扱終了しました)
- G. 社債受託及び登録業務  
取扱っておりません。
- H. 金融先物取引等の受託等業務  
取扱っておりません。
- I. 信託業務  
取扱っておりません。
- J. 附帯業務
  - (イ)債務の保証業務
  - (ロ)有価証券の貸付け業務
  - (ハ)国債等の引受け及び引受け債等の募集の取扱業務
  - (ニ)代理業務
    - (ア)全国信用協同組合連合会、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫等の代理貸付業務
    - (ブ)労働者退職金共済機構等の代理店業務
    - (シ)日本銀行の歳入金取次業務
    - (ホ)地方公共団体の公金取扱業務
    - (ヘ)株式払込みの受入代理業務及び株式配当金の支払代理業務
    - (ト)貸金庫業務

## ■ 預金・貸出金の状況



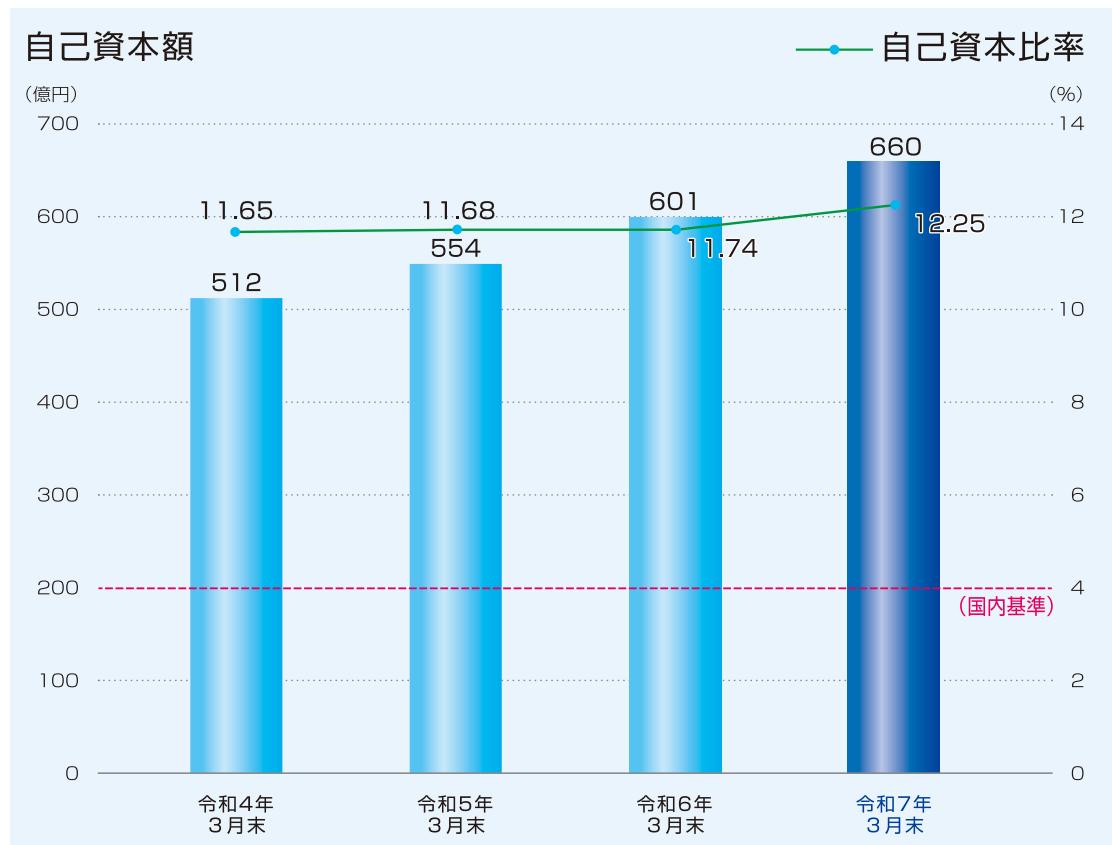
預金は各種キャンペーン定期預金を中心に増強に努めた結果、前期比517億円増加して7,031億円となりました。貸出金は地域のお客様の資金需要に対して積極的にお応えした結果、前期比304億円増加して4,707億円となりました。

## ■ 収益の状況



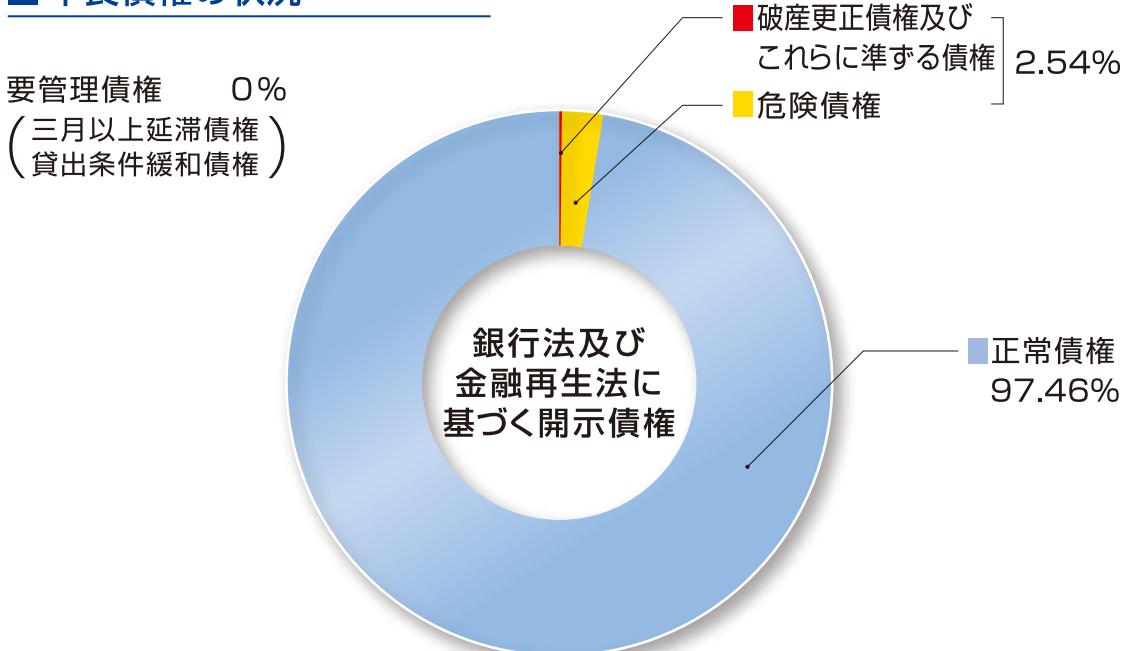
お客様本位のスピーディーな対応を心がけ、本業に特化した効率的な経営を行い、安定した収益基盤の確保に努めています。皆様のご支援いただき、経常利益80億円、当期純利益は55億円となりました。

## ■自己資本の状況



健全な財務基盤を確立するため、自己資本額の増強と自己資本比率の安定、向上を図っています。自己資本額は660億円となり、自己資本比率は12.25%となりました。

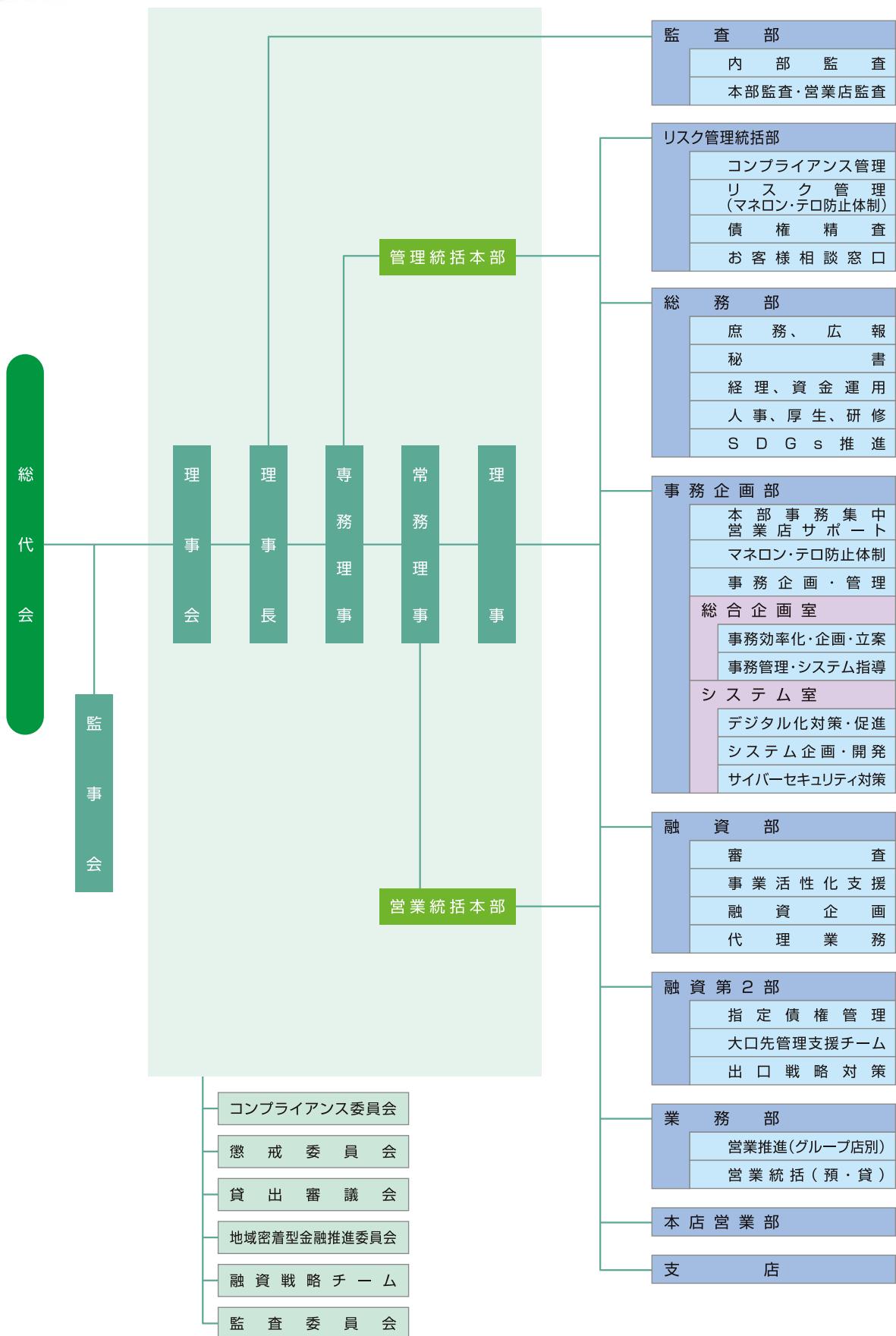
## ■ 不良債権の状況



不良債権比率は、前期比0.06ポイント低下し、2.54%と低い水準を維持しています。

事業の組織

(令和7年7月1日現在)



(令和7年7月1日現在)

理 事 長：酒 井 徹	理 事：香 川 昌 之
専務理事：迎 田 全 功	理 事：渡 邊 聖 治
常務理事：広 中 敦 志	理 事：房 本 秀 進
常務理事：岡 田 裕 雄	監 事：上 田 弘 幸
理 事：中 尾 啓	監 事：松 前 正 明

## 当組合の歩み(沿革)

昭和26年9月12日 大阪府知事認可の第1号信用組合として設立  
 昭和39年10月1日 大阪手形交換所へ代理交換として加入  
 昭和54年10月1日 大阪府収入代理金融機関の指定を受く  
 昭和54年11月1日 大阪市収入代理金融機関の指定を受く  
 平成11年4月19日 大阪東和信用組合の事業譲受を完了  
 平成11年5月17日 興和信用組合の事業譲受を完了  
 平成11年6月14日 福寿信用組合の事業譲受を完了  
                           本店を現所在地に移転  
 平成13年2月19日 信用組合共同センターへオンラインシステム移行  
 平成14年1月 4 日 本店及び全支店間の新情報系システム稼動  
 平成14年9月19日 城東支店建替  
 平成18年5月17日 初芝支店建替  
 平成25年6月 1 日 八尾支店建替  
 平成26年3月18日 三国支店開業  
 令和元年8月29日 堀江ゆめまち支店開業  
                           (来店不要型定期預金「貯め一る定期預金」専用店舗)

## 組合員数

区 分	令和5年度末		令和6年度末
	個	法	(単位:人)
合	人	人	53,934
		計	3,785
			56,331
			57,719

## 子会社の状況

(令和7年7月1日現在)

該当ありません

## 当組合の信用協同組合代理業者

(令和7年7月1日現在)

該当ありません

## 貸借対照表

資産		令和5年度	令和6年度
現金	1,607,395	1,639,720	
預け金	266,181,997	291,161,119	
有価証券	12,141,238	13,976,804	
国債	94,810	88,090	
地方債	97,410	89,290	
社債	6,504,260	7,898,000	
株式	3,992,920	3,624,553	
その他証券	1,451,838	2,276,870	
貸出金	440,301,468	470,762,303	
手形貸付	5,540,800	5,666,900	
証書貸付	434,651,437	465,007,810	
当座貸越	109,231	87,592	
その他資産	2,258,739	2,410,903	
未決済為替貸	58,509	46,443	
全信組連出資金	1,530,400	1,530,400	
未収収益	263,078	460,613	
その他の資産	406,751	373,445	
有形固定資産	2,144,224	2,101,205	
建物	166,209	148,277	
土地	1,860,552	1,860,552	
その他の有形固定資産	117,462	92,375	
無形固定資産	44,617	37,345	
ソフトウェア	18,308	11,036	
その他の無形固定資産	26,308	26,308	
前払年金費用	87,790	29,963	
債務保証見返	63,204	52,939	
貸倒引当金	△4,334,009	△4,662,030	
(うち個別貸倒引当金)	(△3,240,343)	(△3,381,565)	
資産の部合計	720,496,666	777,510,273	

負債及び純資産		令和5年度	令和6年度
預金積金	651,457,694	703,170,443	
当座預金	2,854,474	2,711,400	
普通預金	74,254,308	83,450,909	
貯蓄預金	115,452	100,719	
通知預金	1,075,344	1,100,235	
定期預金	572,179,873	614,858,927	
定期積金	736,824	672,394	
その他預金	241,417	275,855	
その他負債	7,344,190	7,536,119	
未決済為替借	27,525	17,866	
未払費用	4,149,654	4,086,941	
給付補填備金	536	436	
未払法人税等	2,210,538	2,405,512	
前受収益	644,095	685,962	
払戻未済金	19,381	9,435	
職員預り金	193,705	213,309	
その他の負債	98,751	116,656	
賞与引当金	181,391	196,675	
役員賞与引当金	38,170	44,040	
役員退職慰労引当金	394,747	421,088	
睡眠預金払戻損失引当金	9,525	215	
偶発損失引当金	14,438	6,839	
繰延税金負債	290,467	142,545	
債務保証	63,204	52,939	
負債の部合計	659,793,830	711,570,907	
出資金	8,144,102	8,331,593	
普通出資金	8,144,102	8,331,593	
資本剰余金	256,419	256,419	
その他資本剰余金	256,419	256,419	
利益剰余金	50,800,018	56,276,715	
利益準備金	4,731,246	5,191,433	
その他利益剰余金	46,068,772	51,085,281	
特別積立金	5,700,000	5,700,000	
当期末処分剰余金	40,368,772	45,385,281	
組合員勘定合計	59,200,540	64,864,728	
その他有価証券評価差額金	1,502,295	1,074,637	
評価・換算差額等合計	1,502,295	1,074,637	
純資産の部合計	60,702,836	65,939,366	
負債及び純資産の部合計	720,496,666	777,510,273	

## 貸借対照表の注記事項

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。  
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。  
建物 5年～39年 その他 3年～20年
- 無形固定資産の減価償却は定額法により償却しております。なお、自組合利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。  
破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という)の債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況がないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(破綻懸念先)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。  
上記以外の債権については一定の種類毎に分類し、過去の一定期間ににおける各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当しております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、第一次査定を営業店等が、第二次査定を融資部及びリスク管理統括部債権管理部門が行い、第三次査定としてリスク管理統括部リスク管理部門が検証することとしており、その査定結果により上記の引当を行っております。
- なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しております。その金額は342百万円であります。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。  
当組合は、複数事業主(信用組合等)により設立された企業年金制度(総合設立型企業年金基金)に加入しており、当組合の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。  
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当組合の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
- (1)制度全体の積立状況に関する事項(令和6年3月31日現在)
 

年金資産の額	249,416百万円
年金財政計算上の理数債務の額	211,033百万円
差引額	38,382百万円
- (2)制度全体に占める当組合の掛金拠出割合  
(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)  
0.818%
- (3)補足説明  
上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高9,895百万円、及び財政上の剰余金48,278百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間8年の元利均等償却であり、当組合は当事業年度の計算書類上、当該償却に充てられる特別掛金19百万円を費用処理しております。  
なお、(特別掛金)の額はあらかじめ定められた掛け率を掛け出し時の標準給与の額に乘じることで算定されるため、上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致しません。
9. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
10. 睡眠預金戻戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。
11. 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度による負担金の将来における支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
12. 収益の計上方法について  
顧客との契約から生じる収益の計上時期は、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点としております。また顧客との契約から生じる収益の計上額は、財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で算出しております。
13. 有形及び無形固定資産に関する控除対象外消費税額等は「その他の資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。
14. 金融商品の状況に関する事項  
(1)金融商品に対する取組方針

当組合は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)を行っております。

### (2)金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

### (3)金融商品に係るリスク管理体制

#### ①信用リスクの管理

当組合は、貸出規定及び信用リスクに関する管理諸規定に従い、貸出金について、個別貸出案件ごとの与信審査、与信限度額、保証や担保の設定、問題債権への対応、信用情報管理など与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店、融資部、リスク管理統括部債権管理部門により行われ、リスク管理統括部リスク管理部門が大口貸出先状況等のチェックを行って、定期的に理事会に報告するなど与信運営を適切に実施する体制を構築しております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

#### ②市場リスクの管理

##### (i)金利リスクの管理

当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。当組合においては、定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

日常的には総務部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、四半期ベースで理事会に報告しております。

##### (ii)価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、有価証券運用方針に基づき、有価証券運用規定に従っており、また、市場運用商品の購入を総務部で行っており、事前審査、保有限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

これらの情報は理事会において定期的に報告しております。

##### (iii)市場リスクに係る定量的情報

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」及び「預金積金」であります。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、金利の予想変動幅(200BP平行移動)を用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析を利用しております。当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債をそれぞれ金利期限日に応じて適切な期間に残高を分解しております。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が2.00%上昇したものと想定した場合の時価は、9,863百万円増加するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

また、金利の予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

#### ③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

#### (4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

有価証券の時価は、市場価格に基づく価額を開示しております。なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金及び職員預り金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

#### 15. 金融商品の時価等に関する事項

令和7年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません。(注2)参照。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)預け金(*1)	291,161	290,728	△432
(2)有価証券			
満期保有目的の債券	—	—	—
その他有価証券	12,920	12,920	—
(3)貸出金(*1)	470,762		
貸倒引当金(*2)	△4,662		
	466,100	472,778	6,678
金融資産計	770,182	776,428	6,246
(1)預金積金(*1)	703,170	702,923	△246
(2)職員預り金(*1)	213	213	—
金融負債計	703,383	703,136	△246

(\*1)預け金、貸出金、預金積金、職員預り金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(\*2)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1)金融商品の時価等の算定方法

#### 金融資産

##### (1)預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、

市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしてあります。

(2)有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格または証券会社から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については、17.から21.に記載しております。

(3)貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。①6カ月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額)。

②①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を無リスク利子率(または市場金利)で割り引いた額を時価とみなしております。

金融負債

(1)預金積金

要求預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿簿価)を時価とみなしております。定期預金の時価は、一定の金額帯および期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の無リスク利子率(または市場金利)で割り引いた額を時価とみなしております。

(2)職員預り金

職員預り金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿簿価)を時価とみなしております。

(注2)市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

		(単位:百万円)
区分	貸借対照表計上額	
非上場株式(*)	77	
その他の証券(2)	979	
全信組連出資金(2)	1,530	
その他出資金(2)	0	
合 計	2,586	

(\*)非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(\*\*)その他の証券は匿名組合出資金であり、当該出資金及び組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注3)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)						
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金	274,261	11,900	—	—	—	5,000
有価証券	—	—	—	—	—	—
満期保有目的の債券	—	—	—	—	—	—
その他の有価証券のうち	698	1,572	697	476	2,142	3,467
満期があるもの	—	—	—	—	—	—
貸出金(*)	97,481	61,662	55,311	36,057	44,125	164,122
合 計	372,441	75,134	56,008	36,533	46,268	172,590

(\*)貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めのないものは含めておりません。

(注4)その他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)						
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金積金(*)	397,199	79,164	93,460	41,412	56,327	35,605
職員預り金(*)	213	—	—	—	—	—
合 計	397,413	79,164	93,460	41,412	56,327	35,605

(\*)預金積金及び職員預り金のうち、要求預金は「1年以内」に含めております。

16.有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

(1)売買目的の有価証券に区分した有価証券はありません。

(2)満期保有目的の債券に区分した有価証券はありません。

(3)子会社・子法人等株式及び関連法人等株式に区分した有価証券はありません。

(4)その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

(単位:百万円)			
	貸借対照表計上額	取 得 原 価	差 额
株 式	3,347	1,638	1,708
債 券	400	400	0
国 方 債	—	—	—
社 債	400	400	0
そ の 他	1,297	1,157	140
小 計	5,045	3,195	1,850

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

(単位:百万円)			
	貸借対照表計上額	取 得 原 価	差 额
株 式	200	220	△ 20
債 券	7,675	8,000	△ 324
国 方 債	88	100	△ 11
社 債	89	100	△ 10
そ の 他	7,497	7,800	△ 302
小 計	7,875	8,220	△ 344
合 計	12,920	11,415	1,505

(注)貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

17.当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

18.当事業年度中に売却したその他有価証券は次の通りであります。

	売却価格	売却益	売却損	(単位:百万円)
	259	175	—	

19.その他有価証券のうち満期があるものの期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
債 券	698	3,909	3,290	177
国 方 債	—	—	—	88
社 債	698	3,909	3,290	—
そ の 他	—	979	—	—
匿名組合出資金	—	979	—	—
合 計	698	4,888	3,290	177

20.協同組合による金融事業に関する法律及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。

なお、債権は、貸借対照表の貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 1,975百万円

危険債権額 10,019百万円

三月以上延滞債権額 一百万円

貸出条件緩和債権額 一百万円

合計額 11,994百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の中立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

21.手形引当により取得した銀行引受け手形、商業手形、荷付為替手形はありません。

22.当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、83百万円であります。このうち原契約期間が1年内のものまたは任意の時期に無条件で取消可能なもののが83百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒否または契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時ににおいて必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

23.有形固定資産の減価償却累計額 1,540百万円

24.繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下とのおりであります。

繰延税金資産		
貸倒引当金損金算入限度額超過額	1,127百万円	
未払事業税	160	
賞与引当金損金算入限度額超過額	54	
減価償却超過額	63	
その他	189	
総繰延税金資産小計	1,596	
評価性引当額	1,299	
総繰延税金資産合計	296	
総繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	430	
その他	8	
総繰延税金負債合計	439	
総繰延税金資産の純額	△142	

25.担保に提供している資産は、次のとおりであります。

全信組連特殊当座貸越担保 預け金 10,000百万円

上記のほか、公金取扱い、為替取引等のために、預け金13,000百万円、その他資産(その他の資産)1百万円を担保として提供しております。

26.出資1口当たりの純資産額は395円71銭です。

## 損益計算書

科 目	令和5年度	令和6年度
経 常 収 益	13,210,198	14,623,991
資金運用収益	12,280,852	13,325,780
貸出金利息	11,517,829	12,388,797
預け金利息	324,123	547,246
有価証券利息配当金	249,916	294,590
その他の受入利息	188,983	95,145
役務取引等収益	881,555	1,075,670
受入為替手数料	24,973	25,417
その他の役務収益	856,582	1,050,253
その他業務収益	5,324	4,076
その他の業務収益	5,324	4,076
その他経常収益	42,465	218,464
償却債権取立益	8,778	2,100
株式等売却益	-----	175,674
その他の経常収益	33,687	40,690
経 常 費 用	6,396,765	6,616,192
資金調達費用	2,359,526	2,567,813
預 金 利 息	2,358,685	2,566,754
給付補填備金繰入額	172	130
借 用 金 利 息	△ 295	----
その他の支払利息	963	928
役務取引等費用	7,567	7,955
支払為替手数料	6,936	7,248
その他の役務費用	631	707
その他業務費用	0	3
その他の業務費用	0	3
経 費	2,829,998	3,119,153
人 件 費	2,018,860	2,226,850
物 件 費	723,883	796,846
税 金	87,254	95,455
その他経常費用	1,199,672	921,265
貸倒引当金繰入額	1,139,622	541,631
貸出金償却	-----	342,021
その他資産償却	2,903	3,429
その他の経常費用	57,146	34,183
経 常 利 益	6,813,432	8,007,798
特 別 利 益	-----	887
固定資産処分益	-----	887
特 別 損 失	561	316
固定資産処分損	561	316
税 引 前 当 期 純 利 益	6,812,871	8,008,369
法人税、住民税及び事業税	2,247,308	2,448,571
法 人 税 等 調 整 額	△ 36,312	2,664
法 人 税 等 合 計	2,210,996	2,451,235
当 期 純 利 益	4,601,875	5,557,133
繰越金(当期首残高)	35,766,897	39,828,147
当 期 末 処 分 剰 余 金	40,368,772	45,385,281

## 損益計算書の注記事項

(注) 1.記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2.出資一口当たりの当期純利益 33円34銭

## 剰余金処分計算書

科 目	令和5年度	令和6年度
当 期 末 処 分 剰 余 金	40,368,772	45,385,281
剰 余 金 処 分 額	540,624	637,088
利 益 準 備 金	460,187	555,713
普通出資に対する配当金	80,437	81,374
(年 1.0 % の割合)		
繰 越 金(当期末残高)	39,828,147	44,748,192

## 確認書

私は当組合の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第74期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和7年6月26日  
大同信用組合

理事長 酒井徹

## 会計監査の状況

当信用組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の第8第3項に規定する「特定信用組合」に該当しないため法定監査を義務付けられておりませんが、経営の健全性や透明性を高める観点から、「貸借対照表」「損益計算書」「剰余金処分計算書」等について「KDA監査法人」による監査を受けております。

## 経営に重要な影響を及ぼす事象

該当ありません。

## 経営指標

## 1 業務粗利益及び業務純益等

		(単位:千円)	
科 目		令和5年度	令和6年度
資 金 運 用 収 益		12,280,852	13,325,780
資 金 調 達 費 用		2,359,526	2,567,813
資 金 運 用 収 支		9,921,326	10,757,966
役 務 取 引 等 収 益		881,555	1,075,670
役 務 取 引 等 費 用		7,567	7,955
役 務 取 引 等 収 支		873,987	1,067,714
そ の 他 業 務 収 益		5,324	4,076
そ の 他 業 務 費 用		0	3
そ の 他 業 務 収 支		5,323	4,072
業 務 粗 利 益		10,800,638	11,829,753
業 務 粗 利 益 率		1.51 %	1.58 %
業 務 純 益		7,932,660	8,567,841
実 質 業 務 純 益		8,008,810	8,754,640
コ ア 業 務 純 益		8,008,810	8,754,640
コ ア 業 務 純 益 (投資信託解約損益を除く)		8,008,810	8,754,640

(注) 1. 業務粗利益率 =  $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定計平均残高}} \times 100$

2. 業務純益=業務収益 - 業務費用

3. 実質業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金控入額

4. コア業務純益 = 実質業務純益 - 国債等債券損益

## 2 役務取引の状況

		(単位:千円)	
科 目		令和5年度	令和6年度
役 務 取 引 等 収 益		881,555	1,075,670
受 入 為 替 手 数 料		24,973	25,417
そ の 他 の 受 入 手 数 料		856,546	1,050,205
そ の 他 の 役 務 取 引 等 収 益		35	47
役 務 取 引 等 費 用		7,567	7,955
支 払 為 替 手 数 料		6,936	7,248
そ の 他 の 支 払 手 数 料		618	699
そ の 他 の 役 務 取 引 等 費 用		12	7

## 3 経費の内訳

		(単位:千円)	
科 目		令和5年度	令和6年度
人 件 費		2,018,860	2,226,850
報 酬 給 料 手 当		1,705,678	1,814,349
退 職 給 付 費 用		80,018	165,227
社 会 保 険 料		233,163	247,273
物 件 費		723,883	796,846
事 務 費		307,641	324,353
固 定 資 産 費		91,700	93,123
事 業 費		93,514	147,952
人 事 厚 生 費		30,323	44,369
有 形 固 定 資 産 償 却		92,675	82,229
無 形 固 定 資 産 償 却		20,071	12,850
そ の 他		87,956	91,967
税 金		87,254	95,455
経 費 合 計		2,829,998	3,119,153

## 4 受取利息及び支払利息の増減

		(単位:千円)	
項 目		令和5年度	令和6年度
受 取 利 息 の 増 減		1,205,404	1,044,928
支 払 利 息 の 増 減		71,738	208,287

## 5 資金運用勘定・調達勘定の平均残高等

(単位:百万円、%)

科 目	年 度	平均残高	利 息	利 回り
資 金 運 用 勘 定	令和5年度	714,626	12,280	1.71
	令和6年度	744,045	13,325	1.79
う ち 貸 出 金	令和5年度	418,711	11,517	2.75
	令和6年度	450,392	12,388	2.75
う ち 預 け 金	令和5年度	284,979	324	0.11
	令和6年度	280,789	547	0.19
う ち 有 価 証 券	令和5年度	9,404	249	2.65
	令和6年度	11,332	294	2.59
資 金 調 達 勘 定	令和5年度	653,165	2,359	0.36
	令和6年度	677,041	2,567	0.37
う ち 預 金 積 金	令和5年度	651,379	2,358	0.36
	令和6年度	676,855	2,566	0.37
う ち 借 用 金	令和5年度	1,593	△ 0	△ 0.01
	令和6年度	-----	-----	-----

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(令和5年度1,213百万円、令和6年度1,564百万円)を、それぞれ控除して表示しております。

## 6 総資金利鞘等

(単位:%)

科 目	令和5年度	令和6年度
資 金 運 用 利 回 ( a )	1.71	1.79
資 金 調 達 原 価 率 ( b )	0.78	0.83
総 資 金 利 鞘 ( a - b )	0.93	0.96

(注) 1. 資金運用利回り=  $\frac{\text{資金運用収益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$ 2. 資金調達原価率=  $\frac{\text{資金調達費用} + \text{経費}}{\text{資金調達勘定平均残高}} \times 100$ 

## 7 総資産利益率

(単位:%)

科 目	令和5年度	令和6年度
総 資 産 経 常 利 益 率	0.95	1.07
総 資 産 当 期 純 利 益 率	0.64	0.74

(注) 総資産経常(当期純)利益率=  $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$ 

## 8 預貸率及び預証率

(単位:%)

科 目	令和5年度	令和6年度
預 貸 率	( 期 末 )	67.58
	( 期 中 平 残 )	64.28
預 証 率	( 期 末 )	1.86
	( 期 中 平 残 )	1.44

(注) 1. 預貸率=  $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金}} \times 100$ 2. 預証率=  $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金}} \times 100$ 

## 9 主要な経営指標等の推移

(単位:千円)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経 常 収 益	10,971,830	11,167,984	11,946,957	13,210,198	14,623,991
経 常 利 益	4,708,445	6,134,339	6,004,136	6,813,432	8,007,798
当 期 純 利 益	3,141,919	4,434,305	4,178,292	4,601,875	5,557,133
預 金 積 金 残 高	554,181,223	594,792,947	633,982,281	651,457,694	703,170,443
貸 出 金 残 高	360,693,820	369,473,652	401,795,087	440,301,468	470,762,303
有 価 証 券 残 高	6,162,430	7,498,439	9,274,800	12,141,238	13,976,804
総 資 産 額	713,607,004	716,000,292	704,123,581	720,496,666	777,510,273
純 資 産 額	46,468,242	51,026,218	55,109,492	60,702,836	65,939,366
単体自己資本比率	11.13%	11.65%	11.68%	11.74%	12.25%
出 資 総 額	7,796,656	7,883,457	8,061,489	8,144,102	8,331,593
出 資 総 口 数	155,933千口	157,669千口	159,386千口	162,882千口	166,631千口
出資に対する配当金	76,683	77,465	78,919	80,437	81,374
職 員 数	215人	217人	224人	217人	227人

(注) 1. 残高計数は期末日現在のものです。

2. 「単体自己資本比率」は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。

## 10 1店舗当りの預金及び貸出金残高

(単位:百万円)

区分	令和5年度	令和6年度
1 店舗 当り の 預 金 残 高	40,716	43,948
1 店舗 当り の 貸 出 金 残 高	27,518	29,422

## 11 職員1人当りの預金及び貸出金残高

(単位:百万円)

区分	令和5年度	令和6年度
職 員 1 人 当 り の 預 金 残 高	3,002	3,097
職 員 1 人 当 り の 貸 出 金 残 高	2,029	2,073

## 12 預金種目別平均残高

(単位:百万円、%)

種 目	令和5年度		令和6年度	
	金額	構成比	金額	構成比
流動性預金	76,560	11.7	80,338	11.8
定期性預金	574,819	88.2	596,517	88.1
譲渡性預金	---	---	---	---
その他の預金	---	---	---	---
合計	651,379	100.0	676,855	100.0

## 13 定期預金の金利区分別残高

(単位:百万円、%)

種 目	令和5年度		令和6年度	
	金額	構成比	金額	構成比
固定金利定期預金	572,179	99.9	614,858	99.9
変動金利定期預金	0	0.0	0	0.0
その他の	---	---	---	---
合計	572,179	100.0	614,858	100.0

## 14 財形貯蓄残高

(単位:百万円)

項目	令和5年度	令和6年度
財形貯蓄残高	1	1

## 15 預金者別預金残高

(単位:百万円、%)

区分	令和5年度		令和6年度	
	金額	構成比	金額	構成比
個人	587,488	90.2	626,168	89.0
法人	63,969	9.8	77,001	11.0
一般法人	63,376	9.7	76,921	10.9
金融機関	517	0.1	21	0.0
公金	75	0.0	58	0.0
合計	651,457	100.0	703,170	100.0

## 16 貸出金の種類別平均残高

(単位:百万円、%)

科目	令和5年度		令和6年度	
	金額	構成比	金額	構成比
割引手形	---	---	---	---
手形書	6,048	1.4	6,142	1.3
証券	412,508	98.5	444,154	98.6
当座	118	0.0	95	0.0
合計	418,711	100.0	450,392	100.0

## 17 貸出金・債務保証見返額の担保別残高

(単位:百万円、%)

区分	令和5年度				令和6年度			
	貸出金	構成比	債務保証見返額	構成比	貸出金	構成比	債務保証見返額	構成比
当組合預金積金	1,706	0.3	---	---	1,422	0.3	---	---
有価証券	360	0.0	---	---	118	0.0	---	---
動産	---	---	---	---	---	---	---	---
不動産	170,702	38.7	51	81.2	182,878	38.8	42	81.1
その他の	5,469	1.2	---	---	4,605	0.9	---	---
小計	178,238	40.4	51	81.2	189,024	40.1	42	81.1
信用保証協会・信用保険	4,309	0.9	---	---	3,233	0.6	---	---
保証用	239,659	54.4	11	18.7	260,908	55.4	9	18.8
合計	440,301	100.0	63	100.0	470,762	100.0	52	100.0

## 18 貸出金の使途別残高

(単位:百万円、%)

区分	令和5年度		令和6年度	
	金額	構成比	金額	構成比
運転資金	211,583	48.0	234,475	49.8
設備資金	228,718	51.9	236,286	50.1
合計	440,301	100.0	470,762	100.0

## 19 貸出金の業種別残高・構成比

(単位:百万円、%)

区分	令和5年度		令和6年度	
	金額	構成比	金額	構成比
製造業	655	0.1	930	0.1
農業、林業	584	0.1	568	0.1
漁業	---	---	---	---
鉱業、採石業、砂利採取業	---	---	---	---
建設業	11,605	2.6	11,969	2.5
電気、ガス、熱供給、水道業	8,562	1.9	10,722	2.2
情報通信業	192	0.0	167	0.0
運輸業、郵便業	475	0.1	87	0.0
卸売業、小売業	19,160	4.3	20,794	4.4
金融業、保険業	6,394	1.4	5,719	1.2
不動産業	322,377	73.2	349,548	74.2
物品賃貸業	54	0.0	34	0.0
学術研究、専門・技術サービス業	10,060	2.2	5,107	1.0
宿泊業	24,441	5.5	24,592	5.2
飲食業	1,892	0.4	1,385	0.2
生活関連サービス業、娯楽業	9,790	2.2	10,112	2.1
教育、学習支援業	113	0.0	44	0.0
医療、福祉	9,793	2.2	13,404	2.8
その他のサービス	12,586	2.8	11,603	2.4
その他の産業	116	0.0	95	0.0
小計	438,855	99.6	466,887	99.1
地方公共団体	---	---	---	---
雇用・能力開発機構等	---	---	---	---
個人(住宅・消費・納税資金等)	1,446	0.3	3,874	0.8
合計	440,301	100.0	470,762	100.0

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

## 20 貸出金の固定金利及び変動金利区別残高

(単位:百万円、%)

種目	令和5年度		令和6年度	
	金額	構成比	金額	構成比
固定金利型	167,574	38.0	189,252	40.2
変動金利型	272,727	61.9	281,509	59.7
合計	440,301	100.0	470,762	100.0

## 21 代理貸付残高

区分	令和5年度	令和6年度
全国信用協同組合連合会	63	52
商工組合中央金庫	---	---
日本政策金融公庫(中小企業事業)	---	---
日本政策金融公庫(国民生活事業)	---	---
独立行政法人住宅金融支援機構	10	10
独立行政法人福祉医療機構	3	2
独立行政法人雇用・能力開発機構	---	---
その他の	---	---
合計	76	66

## 22 銀行法及び金融再生法に基づく債権に対する保全額

区分	債権額(A)	担保・保証等(B)	貸倒引当金(C)	保全額(D)=(B)+(C)	保全率(%) (D)/(A)	貸倒引当金引当率(C)/(A-B)	不良債権比率(A)/合計	
							令和5年度	令和6年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	751	687	64	751	100.0	100.0	0.1	0.1
	1,975	1,329	645	1,975	100.0	100.0	0.4	0.4
危険債権	10,717	4,506	3,105	7,612	71.0	50.0	2.4	2.4
	10,019	4,689	2,664	7,354	73.4	50.0	2.1	2.1
要管理債権	----	----	----	----	----	----	----	----
	----	----	----	----	----	----	----	----
うち、三月以上延滞債権	----	----	----	----	----	----	----	----
	----	----	----	----	----	----	----	----
うち、貸出条件緩和債権	----	----	----	----	----	----	----	----
	----	----	----	----	----	----	----	----
不 良 債 権 計	11,468	5,194	3,169	8,363	72.9	50.5	2.6	2.6
	11,994	6,019	3,310	9,329	77.7	55.4	2.5	2.5
正 常 債 権	428,973	令和4年4月1日施行の改正「銀行法施行規則」に基づき作成しております。						
	458,893							
合 計	440,442							
	470,887							

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。  
 2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財務状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。  
 3. 「要管理債権」とは、下記「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」の合計債権額です。  
 4. 「三月以上延滞債権」とは、元金又は利息の支払いが、約定支払日の翌日を起算日として三月以上延滞している貸出金のうち、「破綻更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」以外の貸出金です。  
 5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金のうち、「破綻更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」及び「三月以上延滞債権」以外の貸出金です。  
 6. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1乃至5の債権以外のものに区分される債権です。  
 7. 「担保・保証等(B)」は、預金・積金、有価証券及び不動産等の確実な担保付の債権並びに信用保証協会等確実な保証先による保証付の債権の当該担保・保証相当額です。なお、不動産の確実な担保額は、不動産鑑定士等による客観性のある評価または直近の公示価格等を基に、更に処分可能性を十分に考慮した回収可能見込額です。  
 8. 「貸倒引当金(C)」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。  
 9. 取立不能見込額として債権額から555百万円を部分直接償却実施により減額しています。

## 23 商品有価証券の種類別平均残高

該当ありません

## 24 有価証券の種類別残存期間別残高

(単位:百万円)

区分	定めなし	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超	合計
令和5年度	国債	----	----	----	94	94
	地方債	----	----	----	97	97
	社債	299	2,733	3,470	----	6,504
	株式	3,992	----	----	----	3,992
	その他の証券	1,451	----	----	----	1,451
合計		5,444	299	2,733	3,470	192
						12,141
令和6年度	国債	----	----	----	88	88
	地方債	----	----	----	89	89
	社債	698	3,909	3,290	----	7,898
	株式	3,624	----	----	----	3,624
	その他の証券	1,297	979	----	----	2,276
合計		4,921	698	4,888	3,290	177
						13,976

## 25 有価証券の種類別平均残高

(単位:百万円、%)

区分		令和5年度		令和6年度	
		金額	構成比	金額	構成比
国	債	99	1.0	99	0.8
地 方	債	99	1.0	99	0.8
社	債	6,039	64.2	7,267	64.1
株	式	2,003	21.3	1,942	17.1
そ の 他 の 証	券	1,161	12.3	1,922	16.9
合	計	9,404	100.0	11,332	100.0

## 26 有価証券の時価等情報

## イ. 有価証券

## (1) 売買目的有価証券

該当ありません

## (2) 満期保有目的の債券

該当ありません

## (3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

該当ありません

## (4) その他有価証券

(単位:百万円)

種類	貸借対照表計上額	令和5年度		令和6年度		
		取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
株 式	3,823	1,822	2,001	3,347	1,638	1,708
債 券	1,009	1,000	9	400	400	0
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの						
国 債	—	—	—	—	—	—
地 方 債	—	—	—	—	—	—
社 債	1,009	1,000	9	400	400	0
そ の 他	1,451	1,159	291	1,297	1,157	140
小 計	6,285	3,982	2,302	5,045	3,195	1,850
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの						
株 式	92	98	△ 6	200	220	△ 20
債 券	5,686	5,900	△ 213	7,675	8,000	△ 324
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの						
国 債	94	100	△ 5	88	100	△ 11
地 方 債	97	100	△ 2	89	100	△ 10
社 債	5,494	5,700	△ 205	7,497	7,800	△ 302
そ の 他	—	—	—	—	—	—
小 計	5,778	5,998	△ 219	7,875	8,220	△ 344
合 計	12,064	9,980	2,083	12,920	11,415	1,505

(注) 1. 上記の「その他」は、投資信託です。

2. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

## (5) 市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位:百万円)

種類	貸借対照表計上額	令和5年度		令和6年度	
		貸借対照表計上額		貸借対照表計上額	
非 上 場 株 式		77		77	
そ の 他 証 券		—		979	
全 信 組 連 出 資 金		1,530		1,530	
そ の 他 の 出 資 金		0		0	

(注) 1. 非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)

第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

2. その他の証券は匿名組合出資金であり、当該出資金及び全信組連出資金等については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

## 口.金銭の信託

該当ありません

## ハ.デリバティブ取引

該当ありません

(注) デリバティブ取引とは、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第41条第1項第5号に掲げる取引(金融先物取引、金融等デリバティブ取引、先物外為替取引、有価証券デリバティブ取引等)です。

## 27 公共債引受額

該当ありません

## 28 公共債窓販実績

該当ありません

## 29 内国為替取扱実績

(単位:百万円)

区分	令和5年度		令和6年度	
	件数	金額	件数	金額
送金・振込等	他の金融機関向け	57,210	239,409	55,617
	他の金融機関から	220,127	242,011	228,731
代金取立	他の金融機関向け	0	0	0
	他の金融機関から	5	107	5
				43

## 30 外国為替取次実績

(単位:米ドル)

区分	令和5年度	令和6年度
貿易	0	0
輸出	0	0
輸入	0	0
貿易外	4,744,740	0
合計	4,744,740	0

(注) 令和6年9月30日をもって、外国為替取次業務の取扱いを終了。

## 自己資本の充実の状況(定性的な事項)

## 31 自己資本の調達手段の概要

当組合の自己資本は、出資金、資本剰余金及び利益剰余金等により構成されております。なお、当組合の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

- ・発行主体  
大同信用組合
- ・資本調達手段の種類  
普通出資
- ・コア資本に係る基礎項目の額に算入された額  
8,331百万円

## 32 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当組合は、地域のお客様の出資金と事業利益によって自己資本の充実を図っております。令和6年度末の自己資本比率は国内基準(4%)を超える12.25%となり経営の健全性・安全性は確保できていると評価しております。

今後とも、地域のお客様とともに歩みながら自己資本の厚みを増し、経営体質をさらに強化してまいります。

33	信用リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当組合が損失を被るリスクをいいます。当組合では、信用リスクを組合が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、遵法性、公共性、安全性、収益性等の基本原則や与信業務の普遍的かつ基本的な規範等を明示した「信用リスク管理方針」及び「信用リスク管理規定」を制定し、広く役職員に厳正な与信判断の理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理を徹底しております。
34	リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称	<p>信用リスクの評価は、小口多数取引の推進によるリスク分散の他、与信ポートフォリオ管理として、業種別及び金額階層別、さらに貸出期間別など、様々な角度からの分析に注力しております。</p> <p>また、当組合では信用リスクを計測するために、自己査定結果に基づく債務者区分別及び業種別等の毀損をシミュレーションして自己資本と対比するなど、定期的な管理を行っているほか、「決算書リーディングシステム」や「信用リスク計量化システム」を導入して、信用リスク管理の高度化に取り組んでおります。</p> <p>個別案件の審査・与信管理については、審査管理部門(融資部)と営業推進部門(業務部)を互いに分離し、相互に牽制が働く体制としております。さらに、大口先等については、理事及び本部部長等による貸出審議会で審査するなど与信運営を適切に実施する態勢を構築しております。</p> <p>信用コストである貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「償却・引当の計上基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しております。一般貸倒引当金にあたる正常先、要注意先、要管理先については、債務者区分ごとの債権額にそれぞれの貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。また、個別貸倒引当金に関しては、破綻懸念先については、優良担保及び一般担保の処分可能見込額を除いた未保全額に対して貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しており、実質破綻先、破綻先については、未保全額に対して全額を引当しております。なお、それぞれの結果については、監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めています。</p>
35	信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	<p>リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しております。なお、エクスポート・ジャマーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(株)格付投資情報センター(R&amp;I)</li> <li>・(株)日本格付研究所(JCR)</li> <li>・ムーディーズ・インベスター・サービス・インク(Moody's)</li> <li>・S&amp;Pグローバル・レーティング</li> </ul>
36	派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	<p>当組合は、リスク管理の観点から、取引先の財務状況の悪化などにより被る損失を軽減するために、取引先によっては、不動産担保や信用保証協会保証による保全措置を講じております。ただし、これはあくまでも補完的な措置であり、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など様々な角度から可否の判断をしております。また、与信審査の結果、担保または保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただくなど、適切な取扱いに努めております。</p> <p>自己資本比率規制における信用リスク削減手法として、当組合が扱う主要な担保には、適格担保として自組合預積金があり、担保に関する手続きについては、当組合が定める「貸出規定」や「担保評価基準」等により、適切な事務取扱い、並びに適正な評価・管理を行っております。</p> <p>また、お客様が期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において預金相殺等をする場合がありますが、この取扱いについては各種約定書等に基づき、適切な取扱いに努めております。</p> <p>なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポート・ジャマーの種類に偏ることなく分散されております。</p>
37	証券化エクスポート・ジャマーに関する事項	当組合は、派生商品取引及び長期決済期間取引を行っておりません。
38	オペレーション・リスクに関する事項	<p>(1)リスク管理の方針及び手続の概要</p> <p>当組合では、オペレーション・リスクを「内部プロセス・人・システムが不適であること、もしくは機能しないこと、または外生的事象が起ることから当組合に生じる損失にかかるリスク」と定義しております。当組合はオペレーション・リスクについて事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、規制・制度変更リスク、風評リスクの各リスクを含む幅広いリスクと考え、管理体制や管理方</p>

法に関するリスクの管理方針をそれぞれのリスクについて定め、確実にリスクを認識し評価しております。

これらリスクに関しましては、各種委員会において協議・検討するとともに、必要に応じて経営陣による理事会等において報告する態勢を整備しております。

なお、当組合では、自己資本比率算出上のオペレーション・リスク相当額の算出にあたり「標準的計測手法」を使用しております。

(2) BI(事業規模指標)の算出方法

BIの額は、金利要素、役務要素及び金融商品要素を合計して算出しております。

(3) ILM(内部損失乗数)の算出方法

ILMの値は「1」を使用しております。

(4) オペレーション・リスクの算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無

除外した事業部門はありません。

(5) オペレーション・リスクの算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無

除外した特殊損失はありません。

**39 出資等または株式等エクスポートヤーに関するリスク管理の方針及び手続の概要**

銀行勘定における出資等又は株式等エクスポートヤーにあたるものは、上場株式、非上場株式、株式関連投資信託、全国信用組合連合会などへの出資金が該当します。

そのうち、上場株式、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価によって把握するとともに、運用状況について定期的に理事会へ報告するなど、適切なリスク管理に努めております。又これらへの投資は、有価証券にかかる投資方針の中で定める保有リスク限度内で、ポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用を心掛けております。なお、取引にあたっては、当組合が定める「有価証券運用規定」に基づいた厳格な運用・管理を行っております。

非上場株式、出資金に関しては、当組合が定める「有価証券運用規定」に基づいた厳格な運用・管理を行っております。又、リスクの状況は、財務諸表などを基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、必要に応じて理事会へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当組合が定める「有価証券運用規定」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

不動産投資法人への出資及びこれに類する出資については、株式等のエクスポートヤーとしてリスク・ウェイトを判定しております。

**40 金利リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要**

金利リスクとは、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクを指しますが、当組合においては、定期的な評価・計測を行い、適宜対応を講じる態勢しております。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスクの計測や、ALM管理システムや証券管理システムによる定期的な計測・評価を行い、リスク管理担当部署で検討するとともに、定期的に理事会へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

**41 金利リスクの算定手法の概要**

金利リスクは、以下の定義に基づいて算定しております。

・計測手法

再評価法

・コア預金

対象：流動性預金全般（当座、普通、貯蓄等）

算定方法：①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現残高から差引いた残高、③現残高の50%相当額、以上3つのうち最小の額を上限

満期：5年以内（平均2.5年）

・金利感応資産・負債

預貸金、貸出金、有価証券、預け金、その他の金利・期間を有する資産・負債

・金利ショック幅

200BP平行移動

・リスク計測の頻度

四半期毎（3、6、9、12月末基準）

## 自己資本の充実の状況(定量的な事項)

## 42 自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円)

項目	令和5年度	令和6年度
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	59,120	64,783
うち、出資金及び資本剰余金の額	8,400	8,588
うち、利益剰余金の額	50,800	56,276
うち、外部流出予定期(△)	80	81
うち、上記以外に該当するものの額	---	---
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1,093	1,280
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1,093	1,280
うち、適格引当金コア資本算入額	---	---
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	---	---
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	---	---
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	---	---
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	60,214	66,064
コア資本に係る調整項目(2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	32	26
うち、のれんに係るものの額	---	---
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	32	26
繰延税金資産(一時差異に係るもの除去。)の額	---	---
適格引当金不足額	---	---
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	---	---
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	---	---
前払年金費用の額	63	21
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	---	---
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	---	---
少數出資金金融機関等の対象普通出資等の額	---	---
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	---	---
特定項目に係る10パーセント基準超過額	---	---
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	---	---
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	---	---
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	---	---
特定項目に係る15パーセント基準超過額	---	---
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	---	---
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	---	---
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	---	---
コア資本に係る調整項目の額(口)	95	48
自己資本		
自己資本の額((イ)-(口))(ハ)	60,118	66,015
リスク・アセット等(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	493,173	522,366
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	---	---
うち、他の金融機関等向けエクスポート	---	---
うち、上記以外に該当するものの額	---	---
マーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	---	---
勘定期間の振替分	---	---
オペレーションル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	18,483	16,220
信用リスク・アセット調整額	---	---
フローラップ調整額	---	---
オペレーションル・リスク相当額調整額	---	---
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	511,657	538,586
自己資本比率(ハ)/(ニ)	11.74%	12.25%

(注)自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適當であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

## 43 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

イ. 信 用 リ ス ク・ア セ ッ ト、所 要 自 己 資 本 の 額 合 計	令和5年度		令和6年度	
	リスク・アセット	所要自己資本の額	リスク・アセット	所要自己資本の額
① 標 準 的 手 法 が 適 用 さ れ る ポ ー ト フ ォ リ オ ご と の エ ク ス ポ ー ジ ジ ー 現 金	493,173	19,726	526,681	21,067
我 国 の 中 央 政 府 及 び 中 央 銀 行 向 け	---	---	---	---
外 国 の 中 央 政 府 及 び 中 央 銀 行 向 け	---	---	---	---
国 際 決 済 銀 行 等 向 け	---	---	---	---
我 国 の 地 方 公 共 团 体 向 け	---	---	---	---
外 国 の 中 央 政 府 等 以 外 の 公 共 部 門 向 け	---	---	---	---
国 際 開 発 銀 行 向 け	---	---	---	---
地 方 公 共 団 体 金 融 機 構 向 け	---	---	---	---
我 国 の 政 府 関 係 機 関 向 け	0	0	0	0
地 方 三 公 社 向 け	---	---	---	---
金 融 機 関 向 け	54,428	2,177	60,374	2,414
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	---	---	1,566	62
カ バ ー ド・ボ ン ド 向 け	---	---	---	---
法 人 等 向 け	6,440	257	230,794	9,231
中 小 企 業 等 向 け 及 び 個 人 向 け	532	21	4,499	179
中 堅 中 小 企 業 等 向 け 及 び 個 人 向 け	---	---	---	---
ト ラ ン ザ ク タ 一 向 け	---	---	---	---
抵 当 権 付 住 宅 口 一 ン	48	1	---	---
不 動 产 取 得 等 事 業 向 け	379,096	15,163	208,540	8,341
不 動 产 関 連 向 け	---	---	---	---
自 己 居 住 用 不 動 产 等 向 け	---	---	156	6
賃 貸 用 不 動 产 向 け	---	---	2,865	114
事 業 用 不 動 产 関 連 向 け	---	---	205,517	8,220
そ の 他 不 動 产 関 連 向 け	---	---	---	---
A D C 向 け	---	---	---	---
劣 後 債 権 及 び そ の 他 資 本 性 証 券 等	---	---	1,468	58
三 月 以 上 延 滞 等 向 け	1,487	59	9,252	370
延 滞 等 向 け	---	---	10	0
自己居住用不動産等向けエクスボージャーに係る延滞取立未済手形	11	0	9	0
信用保証協会等による保証付	85	3	70	2
株式会社地域活性化支援機構等による保証付出	---	---	---	---
出 資 等 の エ ク ス ポ ー ジ ジ ー	3,158	126	3,158	126
重 要 な 出 資 の エ ク ス ポ ー ジ ジ ー	---	---	---	---
株 式 等 上 記 以 外	47,883	1,915	7,731	309
重 要 な 出 資 の エ ク ス ポ ー ジ ジ ー	3,929	157	3,929	157
重 要 な 出 資 の エ ク ス ポ ー ジ ジ ー	---	---	---	---
他 の 金 融 機 関 等 の 対 象 資 本 等 調 達 手 段 の う ち 対 象 普 通 出 資 等 及 び そ の 他 外 部 TLAC 関 連 調 達 手 段 に 该 当 す る も の の 以 外 の も の に 係 る エ ク ス ポ ー ジ ジ ー	---	---	---	---
信 用 協 同 組 合 連 合 会 の 対 象 普 通 出 資 等 で あ つて コア 資 本 に 係 る 調 整 項 目 の 額 に 算 入 さ れ な か つた 部 分 に 係 る エ ク ス ポ ー ジ ジ ー	1,530	61	1,530	61
特 定 項 目 の う ち 調 整 項 目 に 算 入 さ れ な い 部 分 に 係 る エ ク ス ポ ー ジ ジ ー	818	32	---	---
總 株 主 等 の 議 決 権 の 100 分 の 10 を 超 え る 議 決 権 を 保 有 し て いる 他 の 金 融 機 関 等 に 係 る そ の 他 外 部 TLAC 関 連 調 達 手 段 に 係 る エ ク ス ポ ー ジ ジ ー	---	---	---	---
總 株 主 等 の 議 決 権 の 100 分 の 10 を 超 え る 議 決 権 を 保 有 し て い な い 他 の 金 融 機 関 等 に 係 る そ の 他 外 部 TLAC 関 連 調 達 手 段 の う ち そ の 他 外 部 TLAC 関 連 調 達 手 段 に 係 る 5 パ ー セ ン ト 基 準 額 を 上 回 る 部 分 に 係 る エ ク ス ポ ー ジ ジ ー	---	---	---	---
總 株 主 等 の 議 決 権 の 100 分 の 10 を 超 え る 議 決 権 を 保 有 し て い な い 他 の 金 融 機 関 等 に 係 る そ の 他 外 部 TLAC 関 連 調 達 手 段 に 係 る エ ク ス ポ ー ジ ジ ー	---	---	---	---
上 記 以 外 の エ ク ス ポ ー ジ ジ ー	45,534	1,821	2,399	95
② 証 券 化 エ ク ス ポ ー ジ ジ ー	---	---	---	---
③ リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスボージャー	---	---	---	---
④ 未 決 済 取 引	---	---	---	---
⑤ 他 の 金 融 機 関 等 の 対 象 資 本 等 調 達 手 段 に 係 る エ ク ス ポ ー ジ ジ ー に 係 る 経 過 措 置 に よ り リスク ・ア セ ッ ト の 額 に 算 入 さ れ な か つた も の の 額	---	---	---	---
⑥ CVAリスク相当額を8%で除して得た額(簡便法)	---	---	---	---
⑦ 中 央 清 算 機 関 連 エ ク ス ポ ー ジ ジ ー	---	---	---	---
ロ . オ ベ レ ジ ヨ ナ ル・リ ス ク 相 当 額 の 合 計 額 を 8 % で 除 し て 得 た 額	18,483	739	16,220	648
B I C	---	---	10,813	---
八. 単 体 リ ス ク・ア セ ッ ト の 合 計 額 及 び 総 所 要 自 己 資 本 額 (イ + ロ)	511,657	20,466	542,901	21,716

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2. 「エクスボージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスボージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」に係るエクスボージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」におけるリスク・ウェイトが150%になったエクスボージャーのことです。

4. 「延滞等向け」とは、次の事由が生じたエクスボージャーのことです。

①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれに準する債権」「危険債権」「要管理債権」に該当すること

②重大な経済的損失を伴う売却を行なうこと

③3ヶ月以上限度額を超過した当座貸越であること

5. 当組合では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。

6. オペレーションナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しております(令和5年度計数)。

&lt;オペレーションナル・リスクの算出方法(基礎的手法)&gt;

$$\frac{\text{粗利益} \times (\text{直近3年間のうち正の値の合計額}) \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

7. 当組合は、標準的計測手法かつILMを「1」としてオペレーションナル・リスク相当額を算定しております(令和6年度計数)。

8. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

## 信用リスクに関する事項

(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクspoージャーを除く)

### 44 信用リスクに関するエクspoージャー及び主な種類別の期末残高

〈業種別及び残存期間別〉

(単位:百万円)

業種区分 期間区分	エクspoージャー 区分	信用リスクエクspoージャー期末残高									
		貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引		三月以上延滞エクspoージャー		延滞エクspoージャー	
		令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
製造業		2,318	4,641	674	948	1,000	1,400	—	—	—	0
農業、林業		584	568	584	568	—	—	—	—	—	—
漁業		—	0	—	0	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業		—	0	—	0	—	—	—	—	—	—
建設業		11,880	12,337	11,644	12,000	—	100	—	—	7	316
電気・ガス・熱供給・水道業		9,578	11,738	8,562	10,723	900	900	—	—	—	—
情報通信業		1,804	1,590	387	167	1,000	1,000	—	—	—	—
運輸業、郵便業		1,489	631	1,067	94	300	400	—	—	—	—
卸売業、小売業		20,107	21,660	19,178	20,808	700	700	—	—	38	25
金融業、保険業		276,198	301,246	6,418	5,741	1,500	2,000	—	—	—	—
不動産業		324,302	352,640	322,423	349,591	700	900	—	—	979	785
物品賃貸業		54	34	54	34	—	—	—	—	—	—
学術研究・専門・技術サービス業		10,070	5,115	10,070	5,115	—	—	—	—	0	—
宿泊業		24,471	24,621	24,445	24,595	—	—	—	—	—	5,743
飲食業		1,942	1,430	1,942	1,430	—	—	—	—	—	0
生活関連サービス業、娯楽業		9,838	10,160	9,814	10,135	—	—	—	—	—	—
教育、学習支援業		113	244	113	44	—	200	—	—	—	—
医療、福祉		9,832	13,442	9,832	13,442	—	—	—	—	0	3
その他のサービス		13,317	12,323	12,649	11,655	600	600	—	—	—	5,588
その他の産業		2	1	2	1	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等		203	202	1	0	200	200	—	—	—	—
個人		1,354	3,872	1,353	3,871	—	—	—	—	1	29
その他		4,186	2,109	—	0	—	—	—	—	—	—
業種別合計		723,650	780,613	441,221	470,972	6,900	8,400	—	—	1,026	12,494
1年以下		336,550	358,611	93,868	97,638	300	700	—	—	—	—
1年超3年以下		113,974	131,196	103,571	116,992	2,300	2,300	—	—	—	—
3年超5年以下		73,446	82,882	72,717	80,193	500	1,700	—	—	—	—
5年超7年以下		33,351	31,033	31,751	26,848	1,600	2,000	—	—	—	—
7年超10年以下		50,936	55,100	43,936	50,600	2,000	1,500	—	—	—	—
10年超		83,827	86,893	83,627	86,693	200	200	—	—	—	—
期間の定めのないもの		31,563	34,896	11,748	12,005	—	—	—	—	—	—
残存期間別合計		723,650	780,613	441,221	470,972	6,900	8,400	—	—	—	—

(注)1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。

2. 「三月以上延滞エクspoージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している者に係るエクspoージャーです。

3. 「延滞エクspoージャー」とは、次の事由が生じたエクspoージャーのことです。

①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。

③3ヵ月以上限度額を超過した当座貸越であること。

4. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分・期間区分などに分類することが困難なエクspoージャーです。具体的には現金、有形固定資産、無形固定資産等が含まれます。

5. CVAリスク及び中央清算機関連エクspoージャーは保有しておりません。

6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

7. 当組合は国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

## 45 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和5年度	1,017	1,093	---	1,017	1,093
	令和6年度	1,093	1,280	---	1,093	1,280
個別貸倒引当金	令和5年度	2,178	3,240	1	2,177	3,240
	令和6年度	3,240	3,381	213	3,027	3,381
合計	令和5年度	3,196	4,334	1	3,194	4,334
	令和6年度	4,334	4,662	213	4,121	4,662

(注) 当組合では、自己資本比率算定にあたり、偶発損失引当金の一部を一般貸倒引当金と同様のものとして取扱っておりますが、当該引当金の金額は上記残高等に含めておりません。

## 46 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:百万円)

		個別貸倒引当金												貸出金償却	
		期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高					
		令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度		
製造業	---	---	---	---	0	---	---	---	---	---	---	0	---	---	
農業、林業	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	
漁業	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	
鉱業、採石業、砂利採取業	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	
建設業	14	9	9	98	1	---	13	9	9	9	98	---	---	---	
電気・ガス・熱供給・水道業	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	
情報通信業	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	
運輸業、郵便業	44	48	48	---	---	44	48	48	48	---	---	---	---	---	
卸売業、小売業	---	---	---	13	---	---	---	---	---	---	13	---	---	---	
金融業、保険業	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	
不動産業	13	5	5	94	---	13	5	5	5	94	---	---	---	---	
物品賃貸業	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	
学術研究・専門技術サービス業	0	---	---	---	---	0	---	---	---	---	---	---	---	---	
宿泊業	1,944	2,277	2,277	1,454	---	213	1,944	2,063	2,277	1,454	---	342	---	342	
飲食業	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	
生活関連サービス業、娯楽業	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	
教育、学習支援業	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	
医療、福祉	0	0	0	---	---	0	0	0	0	---	---	---	---	---	
その他のサービス	79	818	818	1,638	---	79	818	818	818	1,638	---	---	---	---	
その他の産業	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	
国・地方公共団体等	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	
個人	81	81	81	81	---	81	81	81	81	81	---	---	---	---	
合計	2,178	3,240	3,240	3,381	1	213	2,177	3,027	3,240	3,381	---	342	---	342	

(注) 1. 当組合は国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

## 47 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	令和6年度					
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスクウェイトの加重平均値(%)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
現金	1,639	---	1,639	---	---	0
我が国の中中央政府及び中央銀行向け	100	---	100	---	---	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	---	---	---	---	---	---
国際決済銀行等向け	---	---	---	---	---	---
我が国の地方公共団体向け	101	1	101	1	---	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	---	---	---	---	---	---
国際開発銀行向け	---	---	---	---	---	---
地方公共団体金融機構向け	---	---	---	---	---	---
我が国の政府関係機関向け	0	---	0	---	0	10
地方三公社向け	---	---	---	---	---	---
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	296,757	---	296,757	---	60,374	20
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	5,222	---	5,222	---	1,566	30
カバード・ボンド向け	---	---	---	---	---	---
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	264,608	---	262,128	---	230,794	88
特定貸付債権向け	---	---	---	---	---	---
中堅中小企業等向け及び個人向け	6,139	889	5,895	127	4,499	74
トランザクター向け	---	---	---	---	---	---
不動産関連向け	188,000	---	187,402	---	208,540	111
自己居住用不動産等向け	475	---	465	---	156	33
賃貸用不動産向け	3,166	---	2,947	---	2,865	97
事業用不動産関連向け	184,358	---	183,989	---	205,517	111
その他不動産関連向け	---	---	---	---	---	---
A D C 向け	---	---	---	---	---	---
劣後債権及びその他資本性証券等	979	---	979	---	1,468	150
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く）	9,164	9	8,708	9	9,252	106
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	10	---	10	---	10	100
取立て未済手形	46	---	46	---	9	20
信用保証協会等による保証付	3,151	---	3,135	---	70	2
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	---	---	---	---	---	---
株式式等	3,092	---	3,092	---	7,731	250
合計	773,791	901	769,997	139	522,751	67

(注) 1. 最終化されたバーゼルIIIの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。

2. 「CCF」とはオフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。

3. 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランス資産項目の額とオフ・バランス資産項目の額の合計額で除して算出した額のことです。

48 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳 (単位:百万円)

ポートフォリオ区分	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)										合 計					
	令和6年度															
	0%	10%	20%	30%	100%	150%	その他									
現 金	1,639	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,639					
我が国の中央政府及び中央銀行向け	100	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100					
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—					
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—					
我が国の地方公共団体向け	103	—	—	—	—	—	—	—	—	—	103					
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—					
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—					
地方公共団体金融機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—					
我が国の政府関係機関向け	—	0	—	—	—	—	—	—	—	—	0					
地 方 三 公 社 向 け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—					
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け (第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	—	—	286,524	10,232	—	—	—	—	—	—	296,757					
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	5,222	—	—	—	—	—	5,222					
	20%	30%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合 計					
法人等向け(特定貸付債権を含む)	1,002	—	14,596	600	—	153,893	92,035	—	—	—	262,128					
(特定貸付債権向け)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—					
中堅中小企業等向け及び個人向け (トランザクター向け)	12	—	45	5,966	—	—	—	—	—	—	6,023					
	20%	25%	30%	40%	45%	50%	60%	70%	75%	90%	105%	110%	112.5%	150%	その他	合 計
不 動 产 関 連 向 け	129	88	287	61	44	12	147	19,649	23	14,539	2,565	113,847	1,405	34,601	—	187,402
(自己居住用不動産等向け)	129	88	111	61	—	12	—	54	9	—	—	—	—	—	—	465
(賃貸用不動産向け)	—	—	176	—	44	—	147	—	13	—	2,565	—	—	—	—	2,947
(事業用不動産関連向け)	—	—	—	—	—	—	—	19,595	—	14,539	—	113,847	1,405	34,601	—	183,989
(その他不動産関連向け)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
( A D C 向 け )	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	50%	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	合 計
延 滞 等 向 け (自己居住用不動産等向けを除く)	—	—	14	—	—	—	—	7,620	—	—	—	—	—	—	—	8,718
自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	10	—	—	—	—	—	—	10
	100%	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	合 計
劣後債権及びその他資本性証券等 株 式 等	—	—	—	—	979	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	979
	—	—	—	—	—	3,092	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,092
	0%	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	合 計
取 立 未 済 手 形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	46	—	—	—	—	46
信用保証協会等による保証付	—	2,426	—	—	—	709	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,135
株式会社地域活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 最終化されたバーゼルIIIの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。

49 リスクウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等 (単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクspoージャーの額		告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値 (%)	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)
	格付適用有り	格付適用無し		オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
	0%	10%	40%未満	40%～70%	75%	80%	
0%	—	5,122	—	303,327	115	9	303,301
10%	—	858	40%～70%	34,618	421	10	34,571
20%	176,269	96,132	75%	6,759	354	20	6,590
35%	—	138	80%	—	—	—	—
50%	5,010	—	85%	156,137	—	—	153,893
75%	—	801	90%～100%	114,911	—	—	114,204
100%	1,502	436,495	105%～130%	118,242	—	—	117,818
150%	—	992	150%	36,701	9	100	36,663
250%	—	327	250%	3,092	—	—	3,092
1,250%	—	—	400%	—	—	—	—
合 計	182,782	540,869	1,250%	—	—	—	—
			その他	—	—	—	—
			合 計	773,791	901	15	770,136

(注) 1.格付は、適格格付期間が付与しているものに限ります。

2.エクspoージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

3.コア資本に係る調整項目となったエクspoージャー(経過措置による不算入分を除く)は含まれておりません。

4.CVAリスク及び中央清算機関関連エクspoージャーは保有しておりません。

(注) 1.最終化されたバーゼルIIIの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。

2.「CCFの加重平均値(%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクspoージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクspoージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した額のことです。

## 信用リスク削減手法に関する事項

### 50 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
		令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
信用リスク削減手法が適用されたエクspoージャー		1,706	1,427	----	57	----	----

(注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

2. 上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクspoージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクspoージャー)を含みません。

### 51 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません

### 52 証券化工エクspoージャーに関する事項

該当ありません

## 出資等又は株式等エクspoージャーに関する事項

### 53 貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

区分	令和5年度		令和6年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	5,367	5,367	4,999	4,999
非上場株式等	1,607	1,607	2,587	2,587
合計	6,975	6,975	7,586	7,586

### 54 出資等又は株式等エクspoージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	売却益	売却損	貸借対照表計上額	時価
売却益	---	---	175	---
売却損	---	---	---	---
償却	---	---	---	---

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

### 55 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

評価損益	令和5年度		令和6年度	
	2,286	1,829	貸借対照表計上額	時価

(注) 「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

### 56 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません

### 57 リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャーに関する事項

該当ありません

### 58 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

項目番号	項目	ΔEVE		ΔNII	
		令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
1	上方パラレルシフト	0	0	0	0
2	下方パラレルシフト	6,181	5,060	1,748	1,507
3	ステイイン化	0	0	/	/
4	フラット化	166	0	/	/
5	短期金利上昇	0	0	/	/
6	短期金利低下	2,508	2,269	/	/
7	最大大値	6,181	5,060	1,748	1,507
		令和5年度		令和6年度	
8	自己資本の額	60,118		66,015	

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

**事業の運営に関する事項****59 リスク管理体制**

金融機関を取り巻く環境は絶えず変化し、それに応じてリスクも急変することが予想されます。そのような環境のなか、当組合では自己責任原則に基づいた健全経営の実現に向けて、リスク管理を重要経営課題として位置づけ、各種リスクの存在を包括的に認識し適切に管理していくため、リスク管理統括部を主管部署として総合的なリスク管理体制の充実に努めています。

具体的には、各種リスクを、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、事務リスク、システムリスク等に分類したうえ、各リスクについて担当部署を定めて的確に把握・管理するとともに、当組合全体のリスク管理をリスク管理統括部が行なうこととしており、不測の事態を未然に防止し、資産の健全性を確保するための組織的な相互牽制機能の強化に取組んでいます。

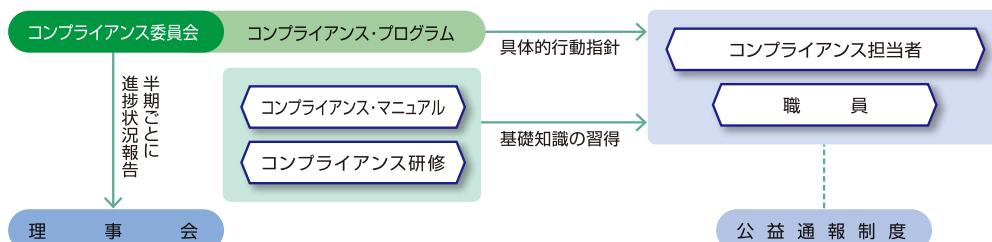
**60 法令等遵守(コンプライアンス)体制**

当組合は、金融機関の公共的使命の重みを常に自覚し、重要経営課題として企業倫理の構築や法令等の遵守に積極的に取組んでおり、コンプライアンス体制の充実により、地域社会のゆるぎない信頼を確保し共存共栄を図ります。

具体的には、本部各部及び営業店にコンプライアンス担当者を配置してコンプライアンスの徹底と推進を行なうとともに、役員を委員長とするコンプライアンス委員会を設置してコンプライアンスにかかる諸問題を統括・管理するなど、コンプライアンス体制の強化に努めています。また、法令等遵守の基本的行動規範であるコンプライアンス・マニュアルを役職員全員に配布してコンプライアンスの周知・徹底を図っているほか、コンプライアンス・プログラムに則って、法令等遵守状況のチェックや役職員の教育研修なども積極的に実践しています。さらに、反社会的勢力との一切の関係を排除するための体制強化を図っています。

令和4年6月に、改正公益通報者保護法が施行された事に伴い、職場等における不正行為等の早期発見と是正を図り、当組合のコンプライアンス経営の強化に資する目的で、従前の内部通報制度を公益通報制度に改定し、研修等で周知しています。

体 制 図

**61 マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策に係る対応方針**

当組合は、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融(以下「マネロン・テロ資金供与」という。)を防止するため、「マネロン・テロ資金供与対策」を経営上の重要な課題として位置付け、「犯罪収益移転防止法」並びに金融庁の「マネロン・テロ資金供与対策に関するガイドライン」等の関連法令等を遵守し、経営陣の主導的な関与の下、次の各号の取組みを行ってまいります。

- 当組合は、自らが提供する商品・サービス、取引形態、取引に係る国・地域や顧客属性等に応じたマネロン等リスクを特定、評価、類型化したうえで、当該リスクについて、当組合のリスク許容度の範囲内に実効的に低減するための措置を講じてまいります(リスクベース・アプローチ)。
- 当組合は、マネロン・テロ資金供与対策を適切に実施するために、組合内横断的なリスク管理態勢を構築してまいります。
- 当組合は、「マネロン・テロ資金供与対策」の実効性を確保するため、当組合の業務分野、営業地域及びマネロン・テロ資金供与に関する動向等を評価し、これを踏まえて、方針(「基本方針」、マネロン・テロ資金供与対策に関する方針)・手続(マネロン・テロ資金供与対策に係る「基本規定」、「要領」、「手順書」等)・計画(対策を実現させるための実践計画・プログラム)等を整備してまいります。

なお、当組合では、「犯罪収益移転防止法」並びに金融庁の「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」等の関連法令等に基づき、お取引の内容や状況に応じてお客さまの情報を確認させていただいております。また、お客さまから頂くご回答の状況や内容によっては、関連法令等や預金規定等に基づき、お取引をお断りさせていただく場合や、制限させていただく場合がございます。

お客さまには、一部ご不便をお掛けすることが予想されますが、何卒趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

## 62 反社会的勢力に対する基本方針

当組合は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当組合は、反社会的勢力による不当要求に対し、対応する職員の安全を確保しつつ組織全体として対応し、迅速な問題解決に努めます。
2. 当組合は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
3. 当組合は、信用組合の社会的責任を強く認識し、その責任を組織全体で果たすため、反社会的勢力との取引の未然防止を含めた一切の関係を遮断し、反社会的勢力からの不当な要求には応じません。
4. 当組合は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。
5. 当組合は、いかなる理由があっても、反社会的勢力に対して事案を隠ぺいするための資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与は行いません。

## 63 当組合の苦情処理措置・紛争解決措置の内容

### ●苦情処理措置

当組合では、お客様により一層のご満足をいただけるよう、お取引に係る苦情等を受付けておりますので、お気軽にお申出ください。

※苦情等とは、当組合との取引に関する照会・相談・要望・苦情・紛争のいずれかに該当するもの及びこれらに準ずるものをおいいます。

「お取引店」または本部「ご相談窓口」にお申出ください。

【ご相談窓口】 リスク管理統括部

住 所：大阪市西区北堀江1丁目4-3 電話番号：06-6541-2906

受付時間：午前9時～午後5時（土日・祝日および金融機関の休日を除く）

なお、苦情等対応手続については、上記窓口にお申出いただくな、当組合のホームページをご覧ください。

※ホームページアドレス <http://www.daido.shinkumi.jp/>

苦情等のお申出は当組合のほか、地区しんくみ苦情等相談所・しんくみ相談所をはじめとする他の機関でも受付けています。（詳しくは、当組合「ご相談窓口」へご照会ください）

名 称	大阪地区しんくみ苦情等相談所 (一般社団法人 大阪府信用組合協会)	しんくみ相談所 (一般社団法人 全国信用組合中央協会)
住 所	〒540-0026 大阪市中央区内本町2-3-9	〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5
電話番号	06-6941-1441	03-3567-2456
受 付 日 時 間	月～金(祝日及び金融機関休業日を除く) 9:00～17:00	月～金(祝日及び金融機関休業日を除く) 9:00～17:00

相談所は、公平・中立な立場でお申出を伺い、お申出のお客様の了解を得たうえ、当該信用組合に対し迅速な解決を要請します。

### ●紛争解決措置

公益社団法人民間総合調停センター及び東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が設置運営する仲裁センター等（以下、仲裁センター等）で紛争の解決を図ることも可能ですので、当組合「ご相談窓口」または、しんくみ相談所へお申出ください。また、お客様が直接、仲裁センター等へ申出することも可能です。

なお、仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続きを進める方法があります。

1. 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管できます。
2. 現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と、東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。

具体的な内容については、仲裁センター等にご照会ください。

#### （仲裁センター等）

名 称	公益社団法人 民間総合調停センター	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住 所	〒530-0047 大阪市北区西天満1-12-5	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3
電話番号	06-6364-7644	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受 付 日 時 間	月～金(祝日・年末年始を除く) 9:00～12:00, 13:00～17:00	月～金(祝日・年末年始を除く) 9:30～12:00, 13:00～15:00	月～金(祝日・年末年始を除く) 10:00～12:00, 13:00～16:00	月～金(祝日・年末年始を除く) 9:30～12:00, 13:00～17:00

なお、仲裁センターの照会については、当組合ホームページをご覧ください。

※ホームページアドレス <http://www.daido.shinkumi.jp/>

---

 その他の取組 

---

**64 お客様の満足度重視への取組み**

当組合では、お客様の当組合に対する日頃の満足度を把握するため、令和7年2月に315人（訪問先：150人、窓口：75人、郵送先：90人）のお客様を対象に14項目にわたるアンケート調査を実施し、前年と同様、一部郵送による調査も含め、忌憚の無い貴重なご意見をいただけたようにしました。調査結果では各項目において概ねご満足いただいているとの回答が寄せられました。引き続き、今後も以下の取組みを中心に、お客様の目線に立ち満足度向上により一層努めてまいります。

☆地域金融機関としてコンサルティング機能を十分発揮できるよう、経営・事業に関する的確なアドバイスを行い、お客様のご要望に対しスピーディな対応を心掛けます。

☆個人情報保護・コンプライアンス（法令遵守）については組合方針に基づき、これまで以上に分かりやすい説明を心掛けるとともに、一層強化、徹底し、お客様が安心してお取引していただけるように致します。

☆職員の接遇能力・知識の向上をはかるため、各種研修・勉強会を計画的に実施するとともに、日常業務での実践指導により、職員の能力のレベルアップを図り、お客様によりご満足いただけますように努めます。

※今回のアンケートで、お客様から特に多かった要望・期待事項（上位5項目）

[お客様からの要望・期待事項]	構成比	前回比
(1) 商品やサービスの有効提供	24.1%	(+ 0.9pt)
(2) 的確な情報の提供	17.1%	(+ 0.5pt)
(3) 何でも相談できる雰囲気作り	16.8%	(△0.5pt)
(4) スピード感	13.3%	(△1.4pt)
(5) 営業店の立地、ATM台数の利便性	12.6%	(+ 3.9pt)

**65 地域密着型金融の推進**

当組合では、平成15年度から地域密着型金融の強化のためさまざまな取組みを進めており、令和7年度には、令和9年3月迄の2年間に亘る新たな「地域密着型金融推進計画」を策定して、経営改善や事業再生等、取引先企業等の支援に積極的に取り組んでおります。今後とも引き続き、地域金融の担い手としての役割を充分に自覚して取り組んでまいります。

さらに、職員の目利き能力向上のための研修等への積極的な派遣に加え、地域貢献の一環としての大学の医学研究室への助成金交付なども継続的に行っております。

**66 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況****●中小企業の経営支援に関する取組方針**

地域のお客様へ必要な資金を安定的に供給するとともに、お客様からの各種相談にきめ細かく対応するなど、地域金融の円滑化に向け積極的に取り組んでおります。

また、中小企業金融円滑化法の期限到来後も当組合の対応・方針は変わらず、地域金融の円滑化に向け、これまでと同様の支援を継続する方針であります。

**●中小企業の経営支援に関する体制整備の状況**

中小企業金融円滑化法の期限到来後、支援体制として融資第2部を中心に、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」の主旨を踏まえ、お客様のライフステージに応じたソリューションの提案や再生支援等を継続的に行っております。

**●中小企業の経営支援に関する取組状況**

- 1.令和6年度の創業・新事業に係る貸出は2件、71百万円の実績でした。
- 2.「ビジネスタイムリード大同」令和6年度の取組実績は74軒、170百万円でした。（前年度105軒、244百万円）
- 3.経営改善・事業再生・業種転換等の支援

中小企業円滑化法の期限が到来した平成25年4月以後、新たに返済条件等の支援を行った先は平成25年度17社、26年度18社、27年度8社、28年度は4社、29年度は9社、30年度は11社、令和元年度12社、令和2年度1社で、令和3年度は無く、令和4年度は7社、令和5年度は8社、令和6年度は7社で計102社となりました。

また令和6年度の支援卒業は完済も含め13社となり、令和7年3月末の支援先は35社（前年比△6社）となっております。

### ●地域密着型金融機関としてお客様に寄添った資金繰りの支援

令和2年3月16日に大阪府中小企業融資制度での「新型コロナウイルス感染症対応緊急資金」の取扱金融機関の指定を受け、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小零細企業のお客様を中心に、資金繰り支援として資金供給や返済の猶予支援を行って参りました。また令和5年1月10日改正「伴走支援型特別保証制度」を活用した伴走型での支援にも取り組んで参りました。今後も各制度を活用した、お客様に寄添った継続的な資金繰り支援を行って参ります。

### ●「経営者保証に関するガイドライン」への対応状況

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」の取組方針について、令和5年4月から「経営者保証改革プログラム」に則り、取組方針を変更して融資の対応を行っております。

また、事業性融資における経営者保証については、お客様の状況に応じ保証契約の必要性を慎重に検討するとともに、経営者保証を頂く場合は、丁寧に説明しお客様のご理解を頂くことで、経営者保証に依存しない融資の促進を図ってまいります。

令和6年度に当組合において、「新規に無保証で融資した件数」は145件(前年度172件)、「新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合」は24.5%(同23.6%)となっております。

## 67 地域貢献等に関する事項

当組合は、「地域の発展に奉仕する」という基本方針を掲げ、地域の皆様に対して、金融面を通じた地域貢献はもちろん、地域サービスの充実や地域行事への参加などを通じて、積極的に取り組んでまいります。

### ●融資を通じた地域貢献

#### (1)地域限定の中小企業向け貸出商品の提供

地元中小零細事業者への円滑な資金供給と十分な金融仲介機能を発揮するため、当組合では事業者向け無担保ローン「ビジネス・タイムリーダ同」の推進に取り組んでいます。

☆令和6年度の取組み:「ビジネス・タイムリーダ同」(実行74軒、170百万円、ただし、「ビジネス・タイムリーダ同II」の実績(5軒、12百万円)を含む)

#### (2)コロナ関連融資の取扱い

新型コロナウイルス感染症により売上減少などの影響を受けた中小事業者に対し、大阪府の制度融資「新型コロナウイルス感染症伴走支援型資金」等を活用した支援を行いました。

☆令和6年度の取扱実績:実行件数4件/実行額92百万円

### ●大同ネットバンキングサービス(法人・個人事業者向け)

大同ネットバンキングサービスはインターネットに接続したパソコンを利用して、お取引口座の残高照会や振込・振替等ができるサービスで、データ伝送サービスをセットすると、多量の総合振込や給与振込が一括して行えるようになります。また、振込手数料も窓口よりお得となっております。

ご利用いただける方は当組合に普通預金や当座預金をお持ちの法人及び個人事業者の方で、令和7年3月末現在で500先のお客様にご利用いただいております。

さらに、電子証明書およびワンタイムパスワードの導入によりセキュリティ機能の強化を図るなど、お客様がより安心してご利用いただけるよう、積極的に取り組んでいます。

## ●文化的・社会的貢献活動

- ①平成18年度より大阪大学大学院医学系研究科の癌治療に関する研究に対して毎年寄付を行っており、令和6年度も300万円の寄附を行いました。
- ②大阪警察病院の「みらい基金」へ100万円の寄付を行いました。寄付金は新病院建設や医療高度化、地域医療貢献事業に利用されます。

## ●産学連携への取り組み

当組合では(社)全国信用組合中央協会と連携し、大学教育を通じて地域社会の発展と人材育成が図れるよう、組合内に「産学連携企画チーム」を設置しています。主な取り組みとして、「地域金融の重要性と信用組合の役割」をテーマに理事長による大学での講義を実施してきました。今後も協会からの要請があれば柔軟に対応出来るよう、協会と連携して取り組んでまいります。

## ●地域行事への参加

支店名	活動の内容
守口支店	商工会主催の融資相談会の実施
石津支店	地元商店街の定時総会への参加

(上記以外の支店でも、積極的に地域とのふれあい活動を行っております。)

## 68 総代、総代会とその役割

信用組合は組合員自身の組織であるため、その運営は組合員の意思に基づいて行われなければなりません。総代会は、組合員の中から適正な手続きにより運営される当組合の最高意思決定機関であります。なお、総代の定数は100名以上110名以内で、任期は3年です。

### 総代会の決議事項

第74期通常総代会が、令和7年6月25日午後3時30分より、当組合本部にて開催され、すべての議案が可決・承認されました。

#### (1)報告事項

第74期事業報告及び計算書類等に係る監事の監査報告

#### (2)議決事項

第1号議案 第74期貸借対照表及び損益計算書承認の件

第2号議案 第74期剰余金処分案承認の件

第3号議案 第75期事業計画及び収支予算案承認の件

第4号議案 組合員除名の件

第5号議案 借入金最高限度額承認の件

第6号議案 理事及び監事選出の件

第7号議案 退任役員に対する退職慰労金贈呈の件



## 総代選挙区分別総代

選挙区	総代数	総代氏名
第1区	47名	荒谷 勝治*
		伊東 黙*
		清水 順一*
		橘 豊*
		長田 道子*
		西川 和宏*
第2区	12名	濱田 利朗*
		有田 稔④
		石村 伸人④
		伊勢 潔④
		今村 聖三④
		上原 勇一郎④
第3区	6名	大山 成哉④
		岡迫 洋一郎④
		笠城 秀彬④
		高山 芳夫④
		辰己 和通④
		田中 耕一④
第4区	8名	田中 鉄夫④
		徳山 明④
		花田 利彦④
		濱本 元弘④
		葉山 敬三④
		前田 裕幸④
第5区	6名	松下 一郎④
		松島 二郎④
		宮本 成淑④
		森 久男④
		森山 茂④
		安原 治④
第6区	22名	安本 勇次④
		山田 相奇④
		山本 美代次④
		山本 良祐④
		吉村 孝文④
		米崎 義太郎④
第7区	7名	北尾 龍典②
		谷岡 義規②
		吉田 純子②
		加良 泰章①
		新名 賢司①
		平川 晴基①
第8区	7名	平間 義澄①
		房本 秀進①
		井戸 泰子*
		樺原 昭次*
		坂口 忠英*
		藤井 隆司⑤
第9区	10名	岡田 久美子④
		沼田 彰仁④
		伊藤 貴俊③
		堂ヶ平 淳子②
		中野 千代子②
		上之脇 真由美①
第10区	10名	小林 恵美子①
		馬郡 一守①
		瀬尾 八郎*
		中村 嘉代子*
		板東 富美子*
		早田 直樹④
第11区	6名	金光 義和③
		野村 健二③
		森田 一*
		栗本 博之④
		小林 成禎④
		河田 栄一郎③
第12区	6名	西村 裕司③
		荒谷 誠②
		林 政春①
		原田 千津子①
		菊井 英子*
		小林 裕史*
第13区	6名	高山 博昭④
		森 英一朗④
		日笠 克範③
		林 賢一①
		浅沼 登*
		石崎 博*
第14区	6名	植松 一夫*
		工藤 久志*
		田中 均*
		西 好通*
		広田 昌司*
		宮野 正己*
第15区	6名	森 和義*
		中西 嘉伸⑤
		浅野 黙④
		羽入田 誠司④
		東 博之③
		北村 嘉章③
第16区	6名	江本 猛②
		隅田 尚治②
		寺田 健一②
		山本 聰②
		尾崎 啓子①
		津田 耕三①
第17区	6名	中野 義明①
		諸木 一義①
		浦田 恒美*
		寺田 満津彦*
		金谷 一彦④
		矢野 雅哉③
第18区	6名	北野 剛史②
		山口 裕紀②
		松井 和彦①
		(注) 氏名の横に連続就任回数を記載しています。*は6回以上(敬称略、順不同)

(注) 氏名の横に連続就任回数を記載しています。\*は6回以上(敬称略、順不同)

## 69 報酬体系について

## 対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されています。

## 報酬体系の概要

## 【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与については、総代会において、理事全員及び監事全員の各支払総額について最高限度額の承認を得ております。

そのうえで、各理事の基本報酬額については役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当組合の理事会において決定しております。

また、各監事の基本報酬額等については、監事會の協議により決定しております。

## 【退職慰労金】

退職慰労金については、在任期間中に毎期引当金を計上しており、退任時に総代会で承認を得た後、「役員の退職慰労金支給基準」に基づいて理事会で決定しております。

## 70 ATM相互利用可能金融機関

(令和7年7月1日現在)

業態名
都市銀行、信託銀行、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、農協、信用漁業協同組合連合会、ゆうちょ銀行、セブン銀行(セブンイレブンおよびイトーヨーカドー設置ATM)、イオン銀行
当組合と上記金融機関はATMを利用して相互にカードの利用ができます。(但し、セブン銀行のカードによる当組合のATM利用はできません。)
(注1) 一部の信託銀行は利用できません。
(注2) 外国銀行等は利用できません。

## 71 お取扱手数料

各手数料はすべて消費税込の金額です

当組合ATM利用手数料	お引出し 当組合カード	種類	時間帯	利用可能カード	内 容
		平日	8:45~18:00		
		お引出し	9:00~14:00		
		土曜	14:00~17:00		
		日曜	9:00~17:00		
	お預入れ 当組合カード	平日	8:45~18:00	無 料	ご利用明細には、お預入れ後の残高を“お取引後残高”欄に表示させていただきます
		土曜	取扱なし		
		日曜	9:00~17:00		
	お引出し 他金融機関カード	平日	8:45~18:00	110円	・お引出し1回あたりの手数料です
		土曜	9:00~14:00		
		14:00~17:00	220円		
		日曜	9:00~17:00		
	お預入れ 他金融機関カード	平日	8:45~18:00	110円	・お預入れ1回あたりの手数料です ・ご利用明細には、お預入れ後の残高から所定の手数料を差引きのうえ“お取引後残高”欄に表示させていただきます
		土曜	取扱なし		
		日曜	9:00~17:00		

※他金融機関で当組合カードをご利用の場合は提携先所定の手数料が必要です。

※年末31日は土曜日扱いでお引出し可能です。(土曜・日曜・年末にお取扱できる支店については窓口にお問い合わせください)

※残高照会は無料です。

※大阪府下の7信組(のぞみ、成協、大阪貯蓄、中央、大阪府警察、近畿産業、大阪府医師)では、平日・土曜・日曜とも

お引き出しのみお互いのカード利用手数料は無料です。

手形小切手	手形等取立	組戻返却	種類	署名鑑なし	署名鑑あり
			署名鑑登録料 初回のみ	110円	5,500円
			約束手形 1冊25枚綴り		3,300円
			小切手 1冊50枚綴り		
			自己宛小切手 発行 1枚につき	880円	1,100円
			マル専当座 取扱手数料 1契約につき	6,600円	
			手形 1枚につき	1,100円	
			交換所	内 容	1通につき
			電子交換による取立	※店頭での直接口座入金分は無料	550円
			個別取立 ※口座への直接入金不可	普通扱い 至急扱い	1,100円 上記の取立料を超える場合は所要実費
				店頭呈示料	同上
			種類	内 容	1通につき
			振込組戻 (振込組戻依頼受付時)		880円
			持出手形・小切手組戻 (依頼返却受付時)	電子交換所扱い	1,100円
			不渡手形・小切手返却		

貸金庫	振込手数料	(1件につき)	設置店		1契約につき	
			設置店		1契約につき	
			組合員	非組合員	組合員	非組合員
		第1種(小型)			年間	12,000円
		第2種(中型)	生野支店・東香里支店		年間	16,500円
		第3種(大型)	生野支店のみ		年間	19,800円

振込手数料	(1件につき)	窓口		ATM	定額自動送金	
		組合員	非組合員		組合員	非組合員
当店あて	5万円未満	220円		無料	110円	
	5万円以上	440円			330円	
本支店あて	5万円未満	220円	55円	無料	110円	
	5万円以上	440円	220円		330円	
他金融機関あて	5万円未満	550円	330円	330円	440円	
	5万円以上	770円	440円	550円	660円	

※キャッシュカードによる口座からの振込振込は、上記の振込手数料のほかに所定のATM利用手数料が必要です。

※視覚障がいの方が窓口でお振込みされる場合は、ATMによる振込手数料にてお取扱いさせていただきます。

両替 硬貨整理入金 指定出金	種類	枚数	内 容
	両替機	50枚まで 51~500枚 501~	200円 400円 600円
	窓口両替	1~500枚 (但し、10枚まで 220円) 501~1,000枚 以降500枚ごと	770円 1,540円 770円加算
	硬貨整理入金	1~500枚 (但し、100枚まで 無料) 501~1,000枚 以降500枚ごと	770円 1,540円 770円加算
	金種指定出金	1~500枚 (但し、10枚まで 220円) 501~1,000枚 以降500枚ごと	770円 1,540円 770円加算
			・両替依頼の都度、所定の手数料がかかります ・「10枚まで手数料220円」の適用は1回/日とします ・ご持参またはご希望の金種いすれか多い方の枚数で算定します ・新券への両替も枚数に含まれます ・窓口でのご両替は1日1,000枚までです
			・枚数算定依頼受理の都度、所定の手数料がかかります ・「100枚まで手数料無料」の適用は1回/日とします ・算定に対する手数料となりますので、算定後にご入金等の取引を中止した場合も手数料を頂きます
			・伝票1枚毎の合計枚数に応じて算定します ・「10枚まで手数料220円」の適用は1回/日とします ・万券は枚数から除外します(ただし、新券指定時は除く)

データ開示	種類	内 容	1件につき
	顧客情報開示		1,100円
	依頼日より 5年以内		1,100円
	取引履歴開示	郵送込み(簡易書留)	2,200円
			3,300円

その他	種類	内 容	
	残高証明発行	郵送込み	1件につき 1,100円
	再発行(通帳・証書・カード)		1件につき 1,100円
	貯蓄預金スワイングサービス取扱	取扱は順スワイングのみ	無 料
	国債振替決済口座管理		年 間 1,320円
	株式払込	払込総額 5千万円未満 5千万円以上	3/1,000+消費税 2/1,000+消費税

大同ネットバンキングサービス手数料	サービス区分		組合員	非組合員	内 容
	基本料金	照会のみ	1,100円	2,200円	・契約料は無料です
		照会・振込振替			・基本料金は月額です
		照会・振込振替・データ伝送	2,200円	3,300円	
振込関係		振込振替		データ伝送サービス	
送金先		組合員	非組合員	総合振込	給与振込 賞与振込
当組合本支店		5万円未満 5万円以上	無料	55円 220円	無料 無料
他金融機関		5万円未満 5万円以上	220円 330円	330円 440円	220円 330円 110円 110円
ハードトークン再発行		2,200円			
残高照会					
振替					
取引照会		無料			
入出金明細照会					
振込照会					

\*法人または個人事業者向けのサービスとなります。

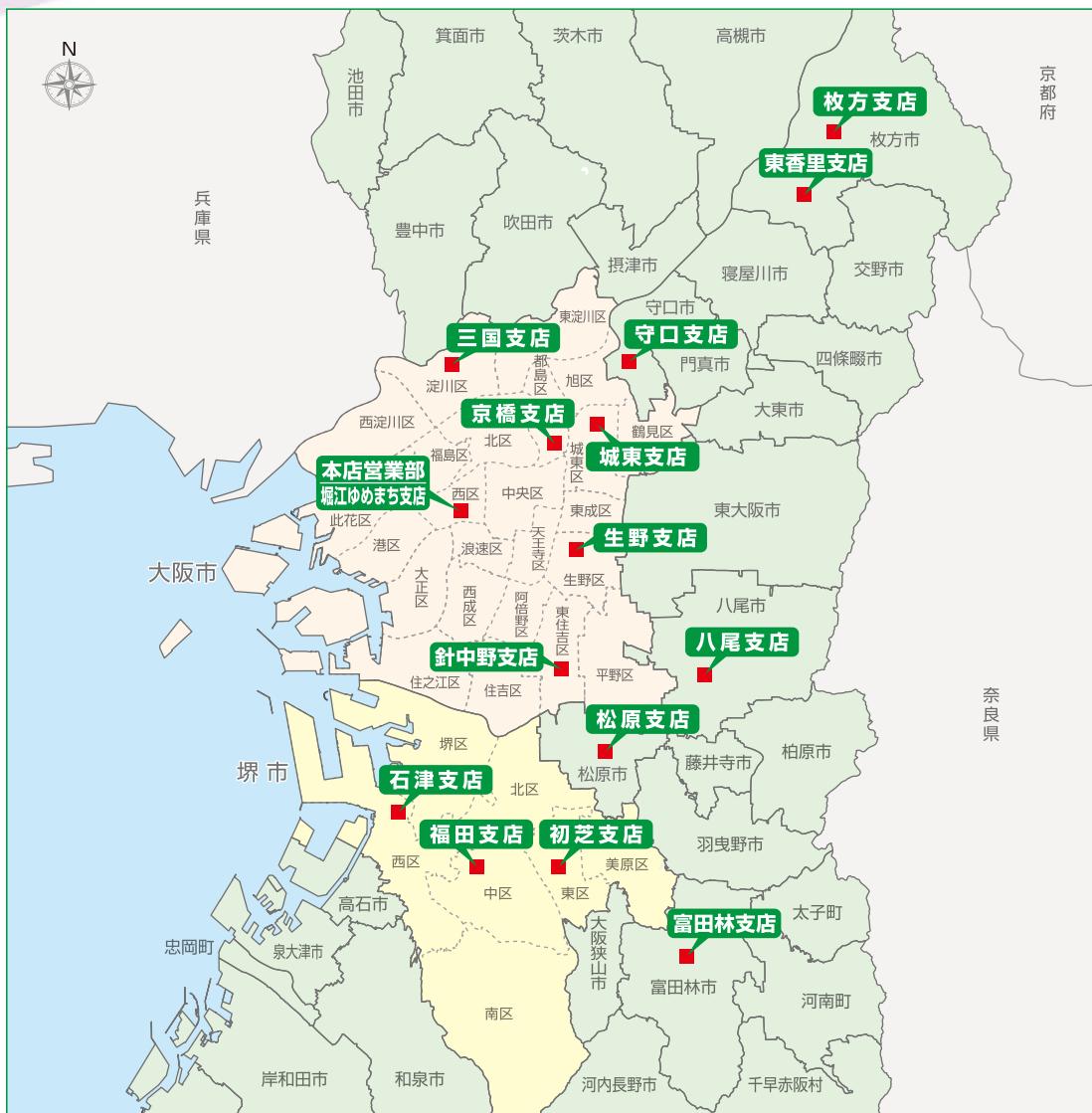
ご融資手数料	種類	内 容
	不動産担保調査手数料	一般融資の事業資金 一般融資の非事業資金
	抹消手数料(注1)	1件につき50,000円(消費税別途) 1件につき30,000円(消費税別途)
	期限前弁済手数料(注1)	返済額×返済時の約定金利の50% × $\left(1 - \frac{\text{貸出経過月数}}{\text{貸出約定期間(月数)}}\right)$
	融資事務手数料 (不動産担保調査手数料を含みます)	融資承認残高が100百万円以上となる 貸出案件、期限延長も対象とします 融資金額の 0.1%以上(消費税別途)

(注1)他金融機関からの借換による返済の場合は、別途、定めによります。

(注2)ご融資関係には上記以外にも手数料をいただくケースがあります。

## 店舗のご案内 / 大阪府下16店舗

(令和7年7月1日現在)



## 72 店舗一覧(事務所の名称・所在地)

(令和7年7月1日現在)

店名	店番	住所	電話	FAX
本店 営業部	001	〒550-0014 大阪市西区北堀江1-4-3	06-6541-1023	06-6531-8595
城東支店	002	〒536-0008 大阪市城東区関目1-1-3	06-6939-3284	06-6939-4600
京橋支店	003	〒534-0024 大阪市都島区東野田町4-9-15	06-6352-0721	06-6352-3202
生野支店	005	〒544-0032 大阪市生野区中川西1-17-12	06-6716-7643	06-6716-7676
針中野支店	006	〒546-0014 大阪市東住吉区鷹合2-10-21	06-6696-2551	06-6696-2555
枚方支店	007	〒573-1183 枚方市渚南町26-31	072-849-5221	072-848-2761
東香里支店	008	〒573-0073 枚方市高田2-22-5	072-852-6221	072-852-5534
守口支店	009	〒570-0028 守口市本町1-2-4	06-6992-6201	06-6997-1386
八尾支店	010	〒581-0061 八尾市春日町2-6-6	072-923-0284	072-923-0832
松原支店	011	〒580-0017 松原市柴垣1-8-1	072-333-2910	072-336-0347
初芝支店	012	〒599-8114 堺市東区日置荘西町3-4-1	072-286-2910	072-286-2914
石津支店	013	〒592-8334 堺市西区浜寺石津町中3-13-11	072-247-2450	072-247-2616
福田支店	014	〒599-8241 堺市中区福田484-40	072-235-2910	072-235-9926
富田林支店	015	〒584-0031 富田林市寿町2-2-35	0721-25-2910	0721-25-2929
三国支店	016	〒532-0033 大阪市淀川区新高3-9-2-101	06-6399-7770	06-6399-7778
堀江ゆめまち支店	050	〒550-0014 大阪市西区北堀江1-4-3 (本店 事務企画部内)	0120-235-001 (フリーダイヤル)	

## 営業店MAP / 営業地区 大阪府下 全域

(令和7年7月1日現在)



001 本店営業部



007 枚方支店



012 初芝支店



002 城東支店



008 東香里支店



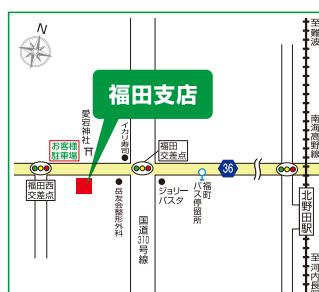
013 石津支店



003 京橋支店



009 守口支店



014 福田支店



005 生野支店



010 八尾支店



015 富田林支店



006 針中野支店



011 松原支店



016 三国支店

# 2025 DAIDO SHINYOUKUMIAI Disclosure

心のかけはし



大同信用組合

〒550-0014 大阪市西区北堀江1丁目4番3号  
TEL(06) 6541-2910(代)  
<https://www.daido.shinkumi.jp/>